

平成29年2月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成29年3月6日(月)、8日(水)、9日(木) 10日(金)、13日(月)
所属委員	〔副委員長〕 宮川政夫 〔委員〕 橋本徹 小林昭一 高野光二 古市三久 高橋秀樹 吉田栄光 神山悦子 青木稔



山田平四郎委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…4件
[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)
- (2) 議員提出議案：可 決…6件
[※議員提出議案はこちら \[PDF\]](#)
- (3) 請 願：不 採 択…2件
[※請願はこちら](#)

(3月 6日 (月) 生活環境部)

神山悦子委員

生の7ページの地方生活バス路線維持対策費で、国の補助制度の改正とのことであるが、減額が少し大きいので、その理由を示してほしい。

生活交通課長

生活路線バス運行維持のための補助とは、複数市町村をまたぐ路線バスの運行経費に関して、その収支差について国と県が協調して補助する制度である。

減額の主な要因について述べる。東日本大震災以降、被災地特例として、乗車人員の要件や補助率の上限の撤廃といった形で運用されてきた。全地域の幹線バスが全て対象だったが、今回、5年を経過する中で応急仮設住宅がその路線の1km以内という要件に限定された。その結果、これまで補助対象として57路線について計上していたうち、45系統、45路線は応急仮設住宅の近隣という理由で特例を継続してもらうこととなったが、残りの12系統は近隣に仮設住宅がないため、被災地特例を外した一般の形で認定され、一定の緩和要件を獲得しながら運用されている。その12系統で、補助要件の下限額が撤廃されたため1億円の減額になった。

神山悦子委員

大枠ではわかった。残る12路線について、特例が外れたことによる影響があれば具体的に教えてほしい。

5年たったから区切りとするのはおかしい。まだ避難区域の解除がこれからというところもあるので、このあたりの事情を県として訴えてこなかったのか、簡単にそうなってしまったのかも含めて聞く。

生活交通課長

この件に関しては、昨年の政府予算対策も含めて事業の維持継続について国に強く要望してきた。この制度が福島、宮城、岩手3県共通のものという前提もあって、避難応急仮設住宅から1kmという要件だけはそのまま国で制度改正に至ってしまった。ただ、応急仮設住宅が1km以内になくても、今後5年間については、過去の輸送量等を配慮しながら一定の暫定運用をしてもらっている。

具体的な影響であるが、補助の通常であれば運用費用の45%まで補助するが、これが被災地特例によって撤廃されたことで、ここの差が大きくなっている。

少し乱暴な言い方だが、形は震災前の制度に戻った中で、これから5年間の一定の緩和措置は獲得したとの内容である。

神山悦子委員

その緩和措置はどのくらいか。

生活交通課長

この制度は、路線が1日3往復以上のときに、1日15人以上の乗車がなければならないことになっている。この15人について、現時点での実績は15人以上なくとも、震災前の平成22年度の実績が15人以上であれば継続すると緩和要件を得ている。

神山悦子委員

そういう緩和策が多少はあるにしても、金額的には非常に影響が大きい。

さきにも述べたが、単純に5年で制度を切られたことによる影響は市町村にとっては大変なことだと思う。

高野光二委員

関連で質問する。国の考え方は今の説明でわかった。1日3往復の中で15人以上の利用者が必要だが、それについては措置が継続されたとのことであった。また仮設住宅から1kmの範囲で今回特例から外れた部分もあるが、路線の全体的な乗車客のデータがあれば、参考までに示してほしい。

生活交通課長

私鉄直営路線の利用実績という話であるが、57路線それぞれに精算しているので、利用実績の数字はある。別途資料にして提出したい。

山田平四郎委員長

提出はきょうではなく後日になるか。

生活交通課長

後日提出する。

古市三久委員

利用者と役場とバス会社のうち損をしているところはあるのか。それとも特例があったときと同じ状態となっているのか。わかりやすく説明してほしい。

生活交通課長

1億数千万円の減額となっている中で、各路線にしてみれば補助の上限額が変わってくるので、乗車率が上がらない場合は一定の収支差、赤字が発生する。

これはバス事業者と市町村で負担している。

古市三久委員

損をする人はいないとの理解でよいか。

生活交通課長

損をする人が利用者という捉え方であれば、年度計画で設定している運賃は変わらないので、利用者自体に直接的に大きな負担となることはない。

古市三久委員

バス会社は補助金をもらえないので、収入が減ることになるのか。

生活交通課長

そのとおりであり、バス会社の負担と市町村の持ち出しでの対応になる。

古市三久委員

市町村は補助の対象にならなかつたら補助金が全くなくなるのか。それとも別途、補助金があるのか。

生活交通課長

別なところから来ることはないので、市町村で負担することになる。ただ、公共交通は国の手厚い支援がある。バス路線は公共交通の最後の手段との考え方もあるので、当該年度に支出した分については80%の特別交付税措置がなされている。

橋本徹委員

生の15ページ、除染推進費の関係で尋ねる。

震災での原子力発電所の事故に伴う未知の復興予算を扱うことは大変難しく、苦勞していることは重々承知しているし、執行の難しさもあるところで、しっかりやってもらっていることも重々承知している。

しかし、これだけ次年度に繰り越すということは、そもそも計画に無理がなかったのかを改めて聞く。

除染対策課長

2月補正において、1,100億円ほどの減額補正を計上した。昨年9月補正の時点で、1,900億円の大きな増額を認めてもらったおかげで、各市町村、県も含めて面的除染を完了するために必要な発注については、全て契約することができた。

計画に無理がなかったかであるが、現在、各市町村とも今年度末の完了を目指して、一所懸命除染作業に取り組んでいる。ただ、道路、森林関係など、仮置き場の確保や所有者との同意、調整に時間を要したといった一部やむを得ない事情

で平成29年度に繰り越さざるを得ない部分がある。各市町村とも面的除染を完了させるために全力で取り組んでおり、計画に基づいて調整を実施している。

県としては、まずは今年度末の除染作業の完了に向け、市町村と一体となって取り組むとともに、必要な除染については必ず実施するスタンスである。29年度に繰り越すものについても、県として一体的に支援していきたい。

橋本徹委員

面的除染を次年度に繰り越す市町村を具体的に聞く。

除染対策課長

現在、2月補正に計上している中で現時点では流動的な部分があるが、対象者数、除染の実施計画数が多い12市町村で、次年度以降に計画を繰り越す可能性がある。

吉田栄光委員

橋本委員の質問の関連で聞くが、基本的に6年の目途で直轄除染以外の市町村を除染している。その予算は、環境回復の面でもある程度の調整を含めて予算要求されているはずである。我々も政府に対して、予算要求を強く求めている。これが執行できなかったのは、市町村の除染計画等の面で理由があるのだろうが、計画は平成29年度も続くので、予算をしっかりと政府に要求して計画を進めていく視点から考えれば、なぜ執行できなかったのかを改めて県執行部に考えてもらう必要がある。

また、県民から除染に対していまだに要求があるので、県として責任を持って進めていく姿勢があってしかるべきと思う。県の姿勢について答弁願う。

生活環境部長

今指摘があったとおり、予算を確保して今年度内に執行する大目標を掲げて取り組んできた。さきに課長等から説明したようにさまざまな事情があったが、こういった形で多額の金額を繰り越す結果になってしまった部分について、課題を改めてしっかりと整理する。繰り越した予算については、さきに説明したように明許繰越、債務負担行為という形で翌年度に予算を確保する。

その予算を最大限活用し、できる限り早期に除染を完了して、住民に安心してもらえるように全力を挙げて取り組んでいきたい。

神山悦子委員

除染の問題について関連して質問する。

吉田委員からもあったが、市町村の除染は住宅をメインにして平成29年3月で大体終わりにするという国の方針があって、このようなことになってしまう。

まだまだ除染が必要なところもある。私も道路側溝の除染を要望してきた。しかしそういうところは後になってから必要だということで予算が確保されるものだと思っている。

もう一つ、除染の予算は基金で運用していたと思っていたが、毎年度予算要求をしていく形なのか。私の理解が間違っているかもしれないので、そのあたりの手法について示してほしい。

環境回復推進監

除染事業執行予算の財源の話と思うが、委員指摘のとおり、基金に1度積み立てて、それを崩して市町村に対する交付

金とし、県の施設に対する除染に使うフレームは変わっていない。

今回9月補正の段階で積んだものについては、実際に市町村の執行が伴っていないので歳出という形では出ていない。基金は次年度に持ち越し形にして、歳出予算についてだけ、繰越明許費の設定と債務負担行為という形で補正を計上している。

神山悦子委員

生の14ページについて、野生生物の説明があったが、増額補正となっている。計画の関係から予算が足りなくなったかと思うが、4番と5番について、年間を通してこれだけふやさなければ足りなかったという理解でよいか。

自然保護課長

生の14ページの4番、イノシシに関係する野生動物環境被害対策推進事業の2,600万円については、さきに生活環境総務課長から話があったように狩猟者を支援している市町村に対して県が支援するものであり、市町村からの要望額に基づいて、事業費を増額している。

次の5番の鳥獣被害対策強化事業は県の直接捕獲事業である。12月定例会の委員会などで、12月末で年間目標を達成する見込みだと述べた。その後、国、関係機関と協議すると同時に、受託者である猟友会と大体3月までどれぐらい捕獲できるかの打ち合わせをして、可能な限り多く捕獲することを前提に必要な予算を計上している。

ちなみに、市町村分は当初予算で3,000頭分を見込んでいたものを、要綱に基づき2,000頭分増額して5,000頭分とした。県の直接捕獲分は、年間目標を5,000頭と見込んでいたものを、猟友会などと協議の上、2,300頭分増額として予算計上している。

神山悦子委員

そうすると、こういう形で増額補正を組むことが必要であり、新年度の予算にもこの増額分を加味していくことになるのか。

自然保護課長

イノシシの捕獲等については平成27年3月につくった管理計画に基づき、毎年1万7,000～1万8,000頭を捕獲していく。

年度当初の予算は、まず年間目標を達成する分について計上し、プラスアルファとしてある程度増額している。これは当初予算説明時にまた述べる。

とれるときにしっかりとると同時に、県の施策に応じて一所懸命捕獲している狩猟者の意欲をそがない形で対応していきたい。

神山悦子委員

もう一つ確認である。再生可能エネルギーの防災拠点の関係で説明があったが、市町村の取り組みについて減額になった事情を示してほしい。

環境共生課長

再生可能エネルギー導入等による防災拠点整備事業で、2億3,000万円ほど減額するが、この理由はほとんどが市町村の公共施設の事業の確定による請差と、計画変更による減額である。具体的には泉崎村役場と飯舘村の道の駅までい館の事業について、完成が平成29年度に延期された。

また、明許繰越分でも計上されているが、新築工事と一体施工をしている平田村のひらた清風中学校について、年度内

の完成が難しいため繰り越しとなった。西会津村役場の建築工事については、遺跡発掘に予想以上に時間がかかり、埋蔵文化財の発掘調査に必要な時間を要するため、年度内完成が困難となっている。これらの繰り越しのために、本年度分を減額している。

神山悦子委員

減額された部分が繰り越しということなので、引き続き進めてほしい。

生の2ページ、県民生活企画費で、3番と6番の減額であるが、市町村の分について事情があったと思うので中身を聞く。

消費生活課長

県民生活企画費の3番、消費者行政体制強化事業は、各市町村への相談センター設置等により相談体制を強化するものであり、現在各市町村に働きかけをしている。その中で、ことしの4月1日から開設を予定していた市のセンター整備経費として計上していたものが、開設月日が来年度の半ばに変更となり、今年度中に整備をするものではなくなったことに伴い減額となっている。来年度も事業予算として計上している。

次に6番の自家消費野菜等放射能検査事業については、国の交付金と県の基金を財源として、各市町村に配備している自家消費野菜の簡易検査機器の故障対応等の予算を計上している。県内に500台弱配備しているが、故障対応の予算の中で実績分を差し引いた形で減額になっている。故障が少なかったためであり、それが占める部分大きい。

神山悦子委員

事情はわかった。500台の設置は今後とも続けるのか。

消費生活課長

古くなって耐用期間が過ぎるものは廃棄の要望などもあるので、そういったことを聞きながら、市町村の要望に沿った適切な配置をしていく

。

神山悦子委員

要望に沿った配置との話があったが、わかる部分とわからない部分がある。私が前に郡山市に聞いたところでは、簡易測定器をだんだん丸ごととはかれるものに振りかえ、また全体の台数を減らすとのことであった。各市町村で事情が違うかもしれないが、計画全体の中身を示してほしい。

消費生活課長

各市町村の配備の中で、細かく刻んではかるいわゆる破壊式の機械と、丸ごととはかれる非破壊式の機械の配置についてである。

非破壊式の機械は、県内で要望があったところには配置しているが、現在その増設はしていない。既存の破壊型と非破壊式の両方で、各地域、公民館や役場で検査を行っている。

その内訳についても市町村の実態に合わせ、検査の件数や要望に沿う形で、これから来年度に向けて調査し廃棄の部分については対応していくが、現在のところは従来どおりの形である。しかし、生活の身近なところで実施する自家消費野菜の検査は、消費者の目線から言えば非常に大切な取り組みだと思っている。安全というより安心の確保において重要な役割を担っていると考えているので、今後も継続してしっかりと実施していきたい。

橋本徹委員

前の質問に関連してだが、生の14ページの野生生物管理費、3番の野生鳥獣感染症対応事業に関して、保護員の人員をふやすのか、それとも報酬を上げるのか。

自然保護課長

3番の野生鳥獣感染症対応事業の増額は、今回発生した鳥インフルエンザの監視強化に要する経費である。2日に1回、3日に1回というように場所によって監視を強化した。人数をふやすのではなく、基本的には回数をふやす分について補正予算を計上している。

橋本徹委員

生の15ページ、さきにも話があった除染推進費だが、課長の説明にあった対象数が多い12市町村がわかるものがあれば提出願う。

環境回復推進監

現時点での見込みで計画を次年度以降に送るのが12市町村と述べた。

各市町村で年度末までに終了したいということで急ぎ取り組んでおり、状況が流動的ではあるが、現時点での状況を取りまとめ、後日提出する。

古市三久委員

市町村助成について、本体の予算を減額するが、何が問題で減額するのかを検証してもらいたい。県は市町村の計画に沿って予算を配分するだけなので悪くないと思うが、市町村が悪いとして、市町村の計画が問題なのかほかに問題があるのかを検証し、その結果を委員会に提出願う。

環境回復推進監

除染が計画どおりに終わらなかった原因についてである。悪いという言い方は語弊があるが、委員指摘のとおりどこに問題があったかは、当然適切な執行をする中で、県としても分析し、てこういったことがないように進めなければならぬと考えており、それぞれの市町村の状況を踏まえながらまとめたい。ただ、現在市町村が年度末に向けて計画を進めているので、年度末までの状況を見た上で取りまとめないとなかなか形にならない。

よって、その分析は年度末に終了しなかったところに対してまとめる形として、その上で提出について委員長と相談したい。

古市三久委員

よろしく願う。

イノシシの駆除について聞く。2,600万円の増額だったと思うが、これは県民健康管理基金からの繰り入れを使ってイノシシを駆除するという理解でよいか。

自然保護課長

生の14ページ、野生動物環境被害対策推進事業の項で2,600万円とあり、その右側に財源として繰入金があるが、これは委員指摘のとおり、県民健康管理基金繰入金である。

古市三久委員

県民健康管理基金から繰り入れてよいのか私にはわからないが、イノシシの駆除はこれからずっと続いていく。なおかつ震災、原子力災害による影響もかなりあるので、国に交付税措置を要望してはどうか。つまり、イノシシ1頭に対して幾らといった交付税措置を求めるということである。日本全国でイノシシの被害が出ているので、国に要望してそういう財源を求めていく必要があると思う。答弁は要らないが検討願う。

青木稔委員

生の15ページの市町村除染対策支援事業で執行残が1,040億円ほどとなっている。これは、先ほどから話があるように計画がおくれているところであるが、これを消化して初めて復興がスタートする。この予算が残ったのは仕方がないが、平成29年度に消化できるようにしてほしい。それが復興に向かっていく姿を見せることになる。その姿を29年度で見せてほしい。

生活環境部長

今指摘があったように、この予算をできる限り早期に必要な部分に充当して、1日も早い除染の終了を目指して全力で取り組んでいきたい。

高野光二委員

生の14ページ、橋本委員の質問と関連するが、野生生物管理費の3番で説明された、鳥インフルエンザの管理についてである。深刻な事態にならなかったのは幸いだが、たまたま飛んできた野鳥に陽性反応が出たことで、県や県内の関連施設、また飼育している農家は一時的ではあるが非常に危機感を覚える状況になった。そういった場合にこの管理費で対応したため事業費の増額になったと理解する。

県内で鳥インフルエンザ発生などの事態になったときは、この事業費を使って対応することになる。我々とすれば、どこにどのくらいの頭数が飼育されているのかがわかる情報マップのようなものが欲しい。例えば私にしてみれば、自宅の近くの相馬市玉野地区に大きな養鶏場があるが、ほかの地域にはどういったところがあるかわからない。

突発的な事態に対応するための体制強化のため今回増額になったと思うが、具体的にどういった部分を強化したのか。実際に処分するのであれば処分費となるし、人件費や資材であると思うが、この金額でどの範囲を強化したのか。委員会としても、県内の畜産の飼育状況や分布状況を知っておきたいので聞く。

自然保護課長

今回補正に上げているのは、野鳥の部分ということで理解願う。家禽については農林水産部で別途計上している。

今回高病原性鳥インフルエンザが6年ぶりに発生したが、鳥インフルエンザが何件か発生する分については予算を計上している。通常は鳥獣保護管理員が定期的に検査をしている。今回はこれまでにない件数が発生したため、その分がプラスとなった。

今回のように陽性反応が出た分については、国で監視強化の区域を設定する。今回は半径10kmが監視区域となった。その分についてはこれまで以上の2日に1回程度に監視を強化することで、その回数強化の増加分についてプラス補正としている。

何か起こったときの基本的な体制については、家禽担当の農林水産部、ペット担当の保健福祉部、野生鳥獣担当の生活環境部で常に連携しながら、そういった事態が発生したらすぐ対策会議を開始する、発生前に会議を開催するなどして連携を強化し、県内に蔓延しない体制強化に努めている。

(3月 6日 (月) 企画調整部)

橋本徹委員

企画の2ページで、課長の説明にはなかったが、生活文化推進費の1番、文化振興企画推進事業が12万6,000円となっている。これは歳入の宝くじ収入からの充当でよいのか。

文化振興課長

文化振興企画推進事業の12万6,000円の増額補正であるが、全国レベルの文化事業を行っている(一財)地域創造という団体への各都道府県の負担金である。本県の負担する金額が確定したので、その確定額に合わせて増額した。宝くじ収入の収益金の一部については各都道府県に配分され、市町村振興、文化芸術の振興などの一定の目的に充当することができる。今回の充当は宝くじ収入を財源とすると明記されており、これを財源として都道府県としての負担金を払っている。

橋本徹委員

企画の2ページ、避難者支援費の減額措置についてである。見込みより少なかったと思うが額が大きいので、1～4の全てについて、減額措置となった主な理由、原因を聞く。

避難者支援課長

企画2ページの避難者支援費の補正額について、全部で4つあるが、まず1番から説明する。

1番は、ふるさとふくしま情報提供事業である。これは全国に避難している人への情報提供として、基本的に毎月、広報紙あるいは地元紙のダイジェスト版等を作成して送っている。この所要見込み額がほぼわかったので、その分の減額が生じた。

2番は母子避難者等の高速道路無料化支援事業である。これについては年末までの実際の所要額が各高速道路会社から出ているので、それらをベースに今年度の見込み額を算出したところ、当初予算と比較して減額が生じた。

1つ飛ばして4番を先に説明する。ふるさとふくしま交流・相談支援事業である。これは、全国の避難者支援団体への補助事業と主に避難者の多い首都圏等に配置されている復興支援員等の経費である。これについても事業ごとに所要見込み額を算出したところ減額が生じた。特に県内の支援団体の補助事業について、今年度の当初で2億円ほど予算を計上したが、県内で団体募集を3回ほど行った結果として、所要額が1億円を少し超える程度だったため9,800万円ほどの補正額が出ている。

3番については2つの事業がある。ふるさと住宅移転支援事業、いわゆる引っ越し補助と住宅確保支援事業である。

まず引っ越し補助であるが、平成27年度から行っている事業である。27年度当時の事業構築の際に、28年度の所要として対象を9,360世帯ほど見込んでいたが、その後の状況の変化があり、現時点では28年度の対象が最終的に5,300世帯程度になると見込んでいる。さらにそのうち支払いの関係で、今年度中に支払いに至るものが1,500世帯分であり、その所要額をベースに当初予算と比較すると、5億5,000万円ほど減額となる。ただその減額分のうち、ことしの1～3月に引っ越しをした人については来年度予算で支払うことが必要になるので、そのうち2億7,000万円ほどについては29年度分に計上することになる。

生活拠点課長

ふるさとふくしま帰還・生活支援事業のうち、避難者の住宅確保支援事業で1億770万円を減額する。これは避難指示区域外の避難者に対する応急仮設住宅の供与が今月末で終了することに伴い、県内外に避難を続ける世帯を対象にした、公営住宅、雇用促進住宅の確保に係る事業である。

予算としては雇用促進住宅に入居した世帯に対して、修繕に関する事業費として計上している。その雇用促進住宅であるが、当初我々は400戸近くの修繕を見込んでいたが、募集した結果、現時点で修繕が61戸にとどまった。その修繕費相当分の減額をするものである。避難者に対して、特に関東地区を中心に雇用促進住宅の枠を用意しておき、当方から郵送で募集の案内をしていたが、結局61戸にとどまった。

理由としては、避難者は移転するより現在の生活を続けたいという志向の人が多いためからだと思う。

橋本徹委員

3番はもう一度説明してもらわないとわからないためひとまず置くとして、まず1番、2番及び4番は対象者が少なくなったのではないことを確認したい。

避難者支援課長

1番の情報提供については、避難世帯に送っているものなので対象者は減少している。

母子避難世帯の高速道路補助は、利用するために避難元の市町村の証明書が必要である。今も新規に発行している世帯もあるだろうが、実際に使う人は恐らく大体固定している。これについては、見込み額を算出するに当たり、利用動向の調査を行い、それに基づいて算出した結果である。

4番の県内の支援団体への補助については、最終的に22団体に補助している。さきに述べたが、今年度3回募集をかけた結果であり、残念ながらこれ以上の需要が今のところないため半額ほどになっている。

神山悦子委員

今の橋本委員の質問に関連して、避難者支援費の3番、ふるさとふくしま帰還生活再建支援事業の2つの事業のうち住宅確保支援事業について聞きたい。人件費の部分と先ほどの雇用促進住宅の減の分について少し説明があったが、実績が少なかった理由は説明があったものだけかと心配している。つまり、収入要件などが理由なのではないか。もちろん今のところにいたいこともあるとは思いますが、もう少し説明願う。

生活拠点課長

雇用促進住宅の提供であるが、管理者である高齢・障害・求職者雇用支援機構と協議し、あいている住戸を提供してもらうことで特に関東を中心に多くの戸数を用意してもらっている。そして3月に提供が終了する避難指示区域外の避難者に対して募集を案内してきた。基本的には、今住んでいる公営住宅や民間のアパートでの生活を続けたい方が多くいるのかもしれないが、どうしてもそこに住めない方については、雇用促進住宅に移ることも検討してほしいと考えていた。しかし結果としては予定より少なかった。もう一つは、東日本では雇用促進住宅を売却することになっているが、その売却先が見つからず先行きが見えないことで、躊躇している方もいるかもしれない。

神山悦子委員

最後の説明でわからないところがあるのでもう一度説明願う。東日本ではどうなっているのか。

生活拠点課長

雇用促進住宅は既に新規募集を行っていないので、基本的に売却することになっている。この組織は東日本と西日本に分かれていて、西日本は譲渡が大体決まり管理者が変わることになる。東日本では公売にかけたがなかなか譲渡先が決まらず、管理者が決まらない。そうなるとこの先の見込みがわからないため、転居の申し込みを躊躇した方も多いのではないかと分析している。

神山悦子委員

管理者が変わると何がかわるのか。つまり雇用促進住宅ではなくなるといったことでのためらいなのか、その部分をもう一度聞きたい。そういったためらいとともに、本人の理由として雇用促進住宅が建っているところが不便というか、自分が今住んでいるところとの関係で、子供の学校などがいろいろあって難しいということと両方があるような気がする。今の説明でわかった部分とわからない部分があるのでもう一度説明願う。

生活拠点課長

雇用促進住宅は基本的には売却することになっているが、もし売却が決まらなければ2、3年後には廃止となる。そうなった場合、せつかく転居しても2、3年も住めないことになってしまうので、なかなか転居に踏み込めなかったのではないかな。

神山悦子委員

住宅確保支援事業には人件費の部分と修繕費等のハードの部分があると思うが、この支援員の人件費はどのくらい予算で見積もっているのか。そこは変わらないのか。

生活拠点課長

住宅確保事業は修繕費のみ該当している。そこは変わらない。

神山悦子委員

企画の9ページで、生活拠点事業の1～3について事業の内容と減額になった理由をもう少し示してほしい。

生活拠点課長

1番目の生活拠点コミュニティ形成事業は今回4,800万1,000円の減額としている。事業の内容は復興公営住宅のコミュニティの維持形成を図るために、コミュニティ交流員を配置し、入居者同士の交流、入居者と周辺地域の交流を図るとともに、入居者がつくった自治会などのコミュニティを支援する事業である。減額の理由はこのコミュニティ交流員の配置人数が当初の想定より少なかったためである。当初の配置人数として76名を想定していたが、実績は63名にとどまり、その分の委託料を減額する。

2番目の福島県長期避難者生活拠点形成基金の積み立てであるが、これは増額と減額の2つがある。一つは生活拠点の形成に必要な事業を円滑かつ迅速に進めるために国から交付された交付金である9,300万円を基金に積み立てるものである。今回の補正については、県の直営事業である第17回コミュニティ復活交付金事業計画の県道須賀川三春線交差点改良事業の用地補償費、測量設計費を計上している。もう一つは、当該基金の運用益の減額であり、年間所要見込み額が776万円減額になる見込みである。この9,300万円の増額と776万円の減額で、8,524万円の増額となっている。

3番目の生活拠点における交流促進事業費は1,050万円の減額となる。この事業は復興公営住宅ができた中で、入居者がコミュニティの形成、維持を図ることを目的に復興公営住宅の保守を行う事業である。例えば集会に必要なテーブル、椅子などの必要な物品を配置する内容になる。今年度当初は34カ所の集会所に物品を配置する予定だったが、復興公営住宅の入居者による自治会形成に時間を要したことなどがあり、今年度は19カ所の集会所への配置を見込んでいる。その分の減額である。

神山悦子委員

1 番について確認したい。さきに人数を聞いたところでは交流員が76名から63名になり、人件費の部分が落ちたとのことだが、これは社会福祉協議会に委託しているのか。それとも別の委託先があるのか。委託先があれば聞く。

生活拠点課長

いわき市に所在し、避難者支援を行っている通称「みんぷく」というNPO法人に数年度委託している。

神山悦子委員

短期雇用では支援員が集まらないとの話を聞く。この「みんぷく」は1年ごとの契約なのか。

生活拠点課長

委員指摘のとおり、1年間の契約では短期雇用となってしまうので、平成28年度からは債務負担行為を行い3年間の事業とした。なるべく長期の雇用を図って人員を確保していきたい。

神山悦子委員

企画の13ページ、災害救助費の減額が大きいので内容を聞きたい。

生活拠点課長

災害救助費の1番目、災害救助法による救助の9億6,000万円程度の減額であるが、この主な理由は応急仮設住宅入居戸数の減少によるものである。これは県外から報告をもらうが、昨年度10月時点と今年度10月時点を比べると約8,200戸の仮設住宅戸数が減少している。その分の家賃相当分が減額に成っている。

2番目の災害見舞金の交付は3億5,360万円程度の減額となる。この事業は次の3つから成っている。

1つ目は災害弔慰金である。これは今年度の支給実績及び支給見込みが当初見込みを下回った。当初は217人の支給を見込んでいたが現時点では126人となっている。

次に、災害障害見舞金である。これについては平成28年度の支給実績及び支給見込みが当初4人だったが、現時点で1人ふえて5人になったことによる増額である。

最後は災害援護資金である。これは今年度の貸付実績と見込みについて当初72件を見込んでいたが現時点では18件になっている。

これらを含めて、3億5,361万1,000円の減額となった。

橋本徹委員

企画の15ページのアクアマリンふくしまの改修事業について、新年度の当初予算に計上せずに今回の補正予算に上げたのは、国庫支出金の交付金等々の関係があるのか。

生涯学習課長

この事業は地方創生深化のための新型交付金を活用して補正を行っている。これは国の2号補正によるもので、1次募集の事前相談が12月9～22日、申請が1月4～6日という日程で予算編成をしたので、2月補正に計上することになった。

橋本徹委員

新聞で三角トンネルが24mに倍増するとの記事を見た。営業を続けたまま工事を行うとも書いてあったが、どのようなイメージか。三角トンネルが見えない状況で営業するのか。

生涯学習課長

基本的に営業は通常どおり行うが、この工事の部分については危険のないように、工程に合わせて閉鎖する

。

橋本徹委員

そこは来館者が一番見たいところでもあるので、工程に合わせた閉鎖について、ぜひ周知を徹底してほしい。これは要望である。

神山悦子委員

企画の5、6ページの電源立地促進費の関係で質問する。まず5ページの市町村電源立地地域対策費について市町村の事情を説明してもらった。手続が大変だから変えるとのことであるが、もう少し説明してほしい。また、次のページの4、5であるが、そもそもの事業内容と、この金額になった理由を主なものでよいので示してほしい。

エネルギー課長

電源立地促進費の3番の市町村電源立地地域対策費は、国の電源三法に基づく交付金であり、原則は一旦県が国から交付を受けてそれを市町村に交付することとなっている。しかし、一部の町から、国から直接交付を受けることによって、県を仲介するために生ずる事務手続を省略したいとの要望があり、国にもその手続を認めてもらった。この減額分は一旦県に入る分を減額したものである。要は国から直接町に交付されたということである。

それから6ページの4と5である。これはもともと震災前まで交付を受けていた電源交付金のうちの原発由来部分にかわる交付金と、震災後交付を受けていた事故影響対策交付金、それから中間貯蔵施設の受け入れに伴う、国から財源措置を受けた合計84億円を財源とする交付金である。4番はさきの説明と似ているが、国から交付を受けて市町村で行う事業に対して減額を行うものである。5番は、来年度以降、複数年度事業を計画的に執行していくため基金として積み立てを行うものである。

神山悦子委員

4番、5番について、金額的な流れはわかったが、どういった内容か聞く。

3番は、市町村と国とのやりとりのほうがすっきりするのかもしれないが、金額と補助の仕組みも同じなのか。何かメリットがあるのか。

エネルギー課長

4番の市町村特定原子力施設地域振興費は、市町村が行う主に復興関連のハード整備事業、ソフト事業に対して県から交付しているものである。例えば、市町村で行われるスポーツ振興施設、文化教養施設の整備などに執行している。

5番は県事業であり、県立学校、県道等の県有施設の維持補修に充てる予算である。

3番、電源立地地域対策費の直接交付のメリットである。国の制度として、原則は一旦県が交付を受けて市町村に配分することになっているが、そうすると市町村が県と国の両方に申請しなければならず、申請を2回に分けなければいけない。国から交付する場合も、一旦県に交付してから市町村に交付決定等を行うなど事務手続が二重に発生してしまう。そういった手間を省き、事務負担の軽減を図るため、市町村の要望に基づいて直接交付を認めたとのことである。

神山悦子委員

該当する市町村はどこか。

エネルギー課長

本年度は富岡町、楢葉町、広野町の3町である。

神山悦子委員

企画7ページの再生エネルギー関係について聞きたい。

年間所要見込みということだが、1番、2番の内容がよくわからない。どうして減額になったのか。

エネルギー課長

1番のチャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業は、住宅用太陽光設置補助、バイオガス発電事業化モデル事業、また地域参入型再エネ導入支援事業ということで地域で行われる再エネ導入に関する補助事業が主な内容となっている。具体的には、住宅用太陽光発電の補助について、今年度の目標件数を4,000件と設定して目標どおり達成の見込みとなっている。しかし申請額は16万円を上限としているが、それを下回る金額での申請が多かったため、それに伴って減額するものである。地域参入型の再生可能エネルギーは、市町村等と案件形成を進めていた小水力発電等について今年度の実施が見送られ、来年度着手することになったので、その分を減額して来年度に充てるものである。

2番目の再生可能エネルギー復興支援事業は、避難解除区域等における再生可能エネルギーの導入について補助を行う。これは今年度工事が本格化する事業が複数あったが、それらについて、建設予定地周辺のインフラ整備工事におくれなどの影響があり、今年度から来年度に一部工事がスライドする。それに伴い今年度の減額をするものであり、減額した分は来年度しっかりと執行していきたい。

(3月 8日 (水) 生活環境部)

神山悦子委員

生の17ページの最後の条例関係を簡単に説明願う。鳥獣関係とかかわるかどうかかわからないが、新たに権限委譲を希望しない市町村がふえているように思われる。これには何か理由があるのか、背景などもわかるのであれば聞く。

自然保護課長

新旧対照表ではわかりにくい。さきに、緊急に捕獲する場合については市町村に権限を委譲すると説明したが、新旧対照表の別表第2、第4条関係には権限移譲を希望しない市町村、別表第3の第5条関係には、権限移譲を希望する市町村を記載している。

第2条の関係、別表第2で白河市と本宮市はもともと権限移譲を希望しない市町村だったが、昨今の市街地出沒を踏まえて権限移譲を希望し第3条に移っている。浅川町は熊の目撃情報が少ないため権限を委譲しない市町村に移っている。トータルでは38市町村が権限移譲を希望していて、平成28年度より一つふえている。

神山悦子委員

生の6ページ、地方生活バス路線維持対策費の説明があった。これはもちろんそれぞれ補助率が違うと思うが、それぞれの項目について補助率の違いを知りたい。

生活交通課長

生の6ページの最下段で、地方生活バス路線維持対策費として5億7,900万円余りを計上している。内容であるが、説

明の1番と翌7ページの説明の4番は整理予算で質問のあった、市町村間を結ぶ広域幹線バスの補助金である。平成28年度に国の制度改正があったと述べたが、1番はこれまで同様復興特例で計上している。これは整理予算で述べた45路線である。生の7ページの冒頭で(通常)と記載されている4,322万3,000円は特例要件から外れた10路線に関する補助である。整理予算時にも述べたが、1番は収支差について全額補助対象となり、4番は運行費用の45%を上限にするとの条件があるため減額した。

生の6ページ、説明の2は市町村において地域内のバス路線を維持するために、みずから運行する事業、あるいはバス事業者に委託する事業、またデマンドタクシー等を団体に委託しながら実施する事業である。これは財政力指数等に応じて県単独で補助する事業である。

説明の3番の被災地域生活交通支援事業は、今年度から着手した避難地域12市町村に係る幹線系バスの整備である。地域の市町村と県、有識者及びバス事業者等による協議会を昨年の5月に立ち上げ、さきの部長説明にもあったが、4月から3路線について運行するものである。法律に基づく形成計画を29年度にかけて設計整備する事業であり、4,195万2,000円を計上している。

橋本徹委員

生の2ページ、職員費の2番の災害派遣職員等受入経費であるが、何人分の経費か。また新年度における増減を聞く。

部参事兼生活環境総務課長

予算ベースで説明する。災害派遣職員等受入経費は平成29年度において9人分を計上している。28年度は12人分を計上したので3名の減である。

橋本徹委員

12人分から9人分になったとのことだが、要求ベースではどうだったのか。12人分を要求した結果9人分になったのか。

部参事兼生活環境総務課長

今年度の状況は12人分を要求した。予算上は12人分だが派遣元の関係で実質は11人となった。平成29年度は9人分を要求しているが実際の派遣は今後の状況次第である。

古市三久委員

関連して聞く。今の話は職員費のことだと思うが、非正規、臨時職員は何人ぐらいでどこに計上されているのか。

部参事兼生活環境総務課長

各課の事業費で計上している。

古市三久委員

例えばどの事業費に計上しているか。

旅券室長

生の5ページ、1番上の渡航事務費はパスポートセンターでの旅券の発給に係る事務費だが、その6,451万2,000円のうち、嘱託員の人件費が約6,000万円ほどになっている。このような形で計上している。

古市三久委員

こういう事業費に人件費として盛り込んでいることはわかった。

この旅券発給事業で6,000万円が人件費ということは、ほとんどが人件費であると思うが何人分か。

旅券室長

嘱託職員は全員で28名である。

橋本徹委員

さきの質問が途中だったので改めて質問する。

今年度が12人で来年度は9人を要望しているが、3人減るとそれぞれの職員に負担がかかってくるのではないかと。要望を9人とした根拠を聞く。

部参事兼生活環境総務課長

来年度の業務を勘案して総務部に要求した結果、業務量見合いでこのような形の査定を受けた。

橋本徹委員

除染の費用を含めて、非常に大きな予算を扱っていることを考えると、業務量見合いとは大変漠然としている。職員の負担にならないように効率的な運営を願う。

神山悦子委員

生の3ページの環境創造センターの関係で確認したい。新年度予算で管理運営費が計上されている。収入もあるかもしれないが、これからスタートしてわかることだと思うが、センターを維持していく管理経費は大体このくらいで推移していくと見てよいか。計上した予算の考え方を知りたい。

環境共生課長

環境創造センターは、交流棟が昨年7月に開館し、本館と南相馬市の環境放射線センターがその前年度に開館した。開館の時期はずれているが、来年度からはフル稼働となり、これは1年を通した予算である。

この予算は本年度の実績を踏まえて計上している。来年度、環境創造センター関係は合計で9億円ほど計上しているが、基本的にはそれをベースにして推移すると考えている。

神山悦子委員

これは備品などのハード面の経費だけか。人件費等が入っていないのか。

環境共生課長

生の3ページの1番下、環境施策推進拠点機能整備費であるが、例えば2番の環境創造センター（本館）管理運営事業には、施設管理のために必要な委託料、メンテナンスに必要な費用等を含む施設管理事業、事業を行うための企画運営事業及び環境創造センターの設置目的の一つである情報収集発信事業と、3つの事業が含まれている。

神山悦子委員

環境創造センターの関係でもう1点だけ確認したい。

研究棟と分かれてはいるが、管理運営費はそれらも含めて全部なのか。また、研究施設でかかるものもあるのかもしれないが、それについても聞く。

環境共生課長

環境創造センターの予算は生の3ページの1番下の環境施策推進拠点機能整備費であるが、いわゆる維持管理経費が入るのは2番と次のページの4番の研究棟の管理運営事業、そして5番の交流棟の管理運営事業である。また、附属施設管理運営事業として、電気設備の保守点検委託といった最低限の施設運営に必要な維持管理費を含んでいる。

小林昭一委員

生の6ページ、鉄道網整備対策費であるが、3番、4番及び5番に目が行ってしまって、2番を聞き漏らしてしまった。もう一度詳細な説明を願う。

生活交通課長

生の6ページ、鉄道網整備対策費の2番は第三セクターの鉄道事業者に対する補助である。会津鉄道、野岩鉄道及び福島交通飯坂線の鉄道事業者に対して、保安道の向上や設備の整備事業について、国と協調して補助する制度である。

会津鉄道には信号設備の工事等で1,800万円程度、野岩鉄道には通信経路等の整備について2,500万円程度の補助を行っている。福島交通飯坂線については、年度計画で車両整備を進めており、平成29年度においては2両編成の車両を整備するため6,900万円程度の補助を予定している。

橋本徹委員

1番の鉄道駅移動円滑化施設整備事業について聞く。古市委員が9月定例会で述べていた、いわき市からの要望についてはどうなっているか。

生活交通課長

この事業は鉄道駅におけるバリアフリー化の事業であり、国の制度を国と鉄道事業者、地元市町村と協調しながら進めるものである。

国は1日の利用者が3,000人以上の駅について計画的に進めるとの方針である。今般いわき市とJR東日本により、常磐線の泉駅においてエレベーター等の整備を実施する予定である。その事業について県は市が助成する分のエレベーター設置にかかる経費の一定額を補助するため2,000万円ほど計上している。

古市三久委員

職員費である。生活環境部では非正規等の職員について、部全体でどのぐらい来年度に雇用する計画になっているのか。また、人件費は事業費に含まれているため簡単にはわからないとの答弁になるかもしれないが、人件費はどのくらいか。

部参事兼生活環境総務課長

人件費に含まれない臨時事務職員の数字であるが、業務の繁閑に応じて雇用期間が3カ月などとなるので月数で述べる。来年度は406月である。

そのほかの嘱託員等と金額については手元に資料がないため、金額の集計後に提出したい。

古市三久委員

人員と金額を後で提出願う。

これは今年度と比べてふえているのか減っているのか。

部参事兼生活環境総務課長

単価等があるので、金額部分については集計しないとわからない。臨時職員の人数、月数については若干減っているかもしれないがほぼ同程度である。

山田平四郎委員長

資料提出要求があったが提出は可能か。

部参事兼生活環境総務課長

可能である。

山田平四郎委員長

では資料を13部提出願う。

古市三久委員

環境創造センターの管理費は国から来るのか、それとも県の持ち出しなのか。

環境共生課長

環境創造センターに関する管理費は、国からの補助金を基金として活用し予算化している。

古市三久委員

基金があるうちはよいがなくなったらどうするのか。基金がなくなっても、環境創造センターがある限り未来にわたって管理運営費がかかる。団体客等の来館者からの収入もあるかもしれないが、ランニングコストは県が負担しなくてはならない。建物をつくっていろいろなことをやるのはよいが、結局ずっと金がかかる。

センターがまだ新しいうちは来館者が多数あり収入になるのかもしれないが、何十年もたつと、中身が陳腐化して見るに値しなくなる。そうすればその当時の社会情勢に合わせてメンテナンスもしなければならない。その金は震災から時間がたてば国からも出ず、結局県独自の予算からひねり出すしかないのではないか。

環境共生課長

環境創造センターの運営費はさきに述べたように、国から整備費と運営費で平成25～34年度の10年分をもらっている。

委員指摘のとおり、ある程度リニューアルも必要であると認識している。国の基金の範囲内でリニューアルを含めたこの10年間の計画を組んでいて、もちろん10年間は運営できると考えている。一方で国に対しては、初めの予算調整で、環境が回復するまでは国が運営費を負担するとの話もしており、毎年国への要望で運営費補助の継続を求めている。また復興の関係で整備費が予定よりもかさんだこともあり、その不足分と、消費税の5%から8%への増税分として毎年国に対しては追加の交付要望をしている。粘り強く要望を続けて、スムーズにいくよう運営したい。

古市三久委員

つまり10年間は何も問題がなく、10年後はなかなか大変だということか。粘り強く要求していると思うが、15年たつと

今の議員、職員は皆いなくなってしまうからわからなくなってしまうと思う。環境創造センターを県の負担としないようにしてほしい。これは意見として述べておく。

吉田栄光委員

古市委員に関連で聞く。我々も当部がかかわるさまざまな事業について、政府要望等を行っている。モニタリングであれば設備の更新等で当部が所管する以外のもも合わせると、かなりの予算であると思う。

古市委員が述べたとおり、今後の財源は非常に大切なことである。

生活環境部で基金を活用した形で事業を行っているが、この基金の活用を含めた管理は生活環境部でしているのか。

部参事兼生活環境総務課長

管理は生活環境部で行っている。ただ運用は出納局で一括して行っている。その使い道がある程度決まっているもの、ある程度の期間を持てるものについては、国債や地方債の購入などによって有効に運用している。

吉田栄光委員

平成29年度当初予算の歳出の部分については、さまざまな新たな事業等を含めたり継続の事業があったりしても大方はわかる。ただ財源とする歳入が非常に大切であると思ひあえて質問した。

当初予算なのでこれ以上は言わないが、古市委員からあったとおり、震災後時間が経過するごとに事業費のベースについて議論されてくる。当部では基金も管理しているとのことなので、部長を初め職員には今後ともよろしく願う。

部参事兼生活環境総務課長

さきの古市委員の質問に対して来年度の臨時職員を406月と述べたが411月であった。精査して改めて提出したい。

古市三久委員

吉田委員から基金の管理について質問があったが、生活環境部で管理しているとのことであった。基金はさまざまなところに流用することもあり得るのではないか。

例えば先日の例で言えば、県民健康基金からイノシシの予算に繰り出したこともあった。創造センターに関する基金をどこかに使うことも想定される。

今は基金があるが、本県の予算も大変厳しい中で動いていて、復興・創生期間が終わったら基金は1兆円を切ると思う。そして事業を執行するのにさまざまな制約が出てきた場合、基金があるからそこから拝借することにもなり得る。繰り入れ等は要綱等で決まっているので簡単にできないとは思いますが、そういったことも想定される。

環境創造センターに関係する基金であれば厳格に管理してほしい。10年や15年、あるいはそれ以上に基金が使えるようにしてほしい。昔であれば積んでおけば幾らか利子がついて運用益があったが、今はないのでなかなか厳しい。そういうところをしっかりとやってほしい。要望である。

神山悦子委員

環境創造センターの財源の話で確認したい。

国からの金を基金に繰り入れ、財源にするとのことであるが、国からは一定金額しか来ない。毎年それを基金に積み、その基金は管理運営費ではないものにも使うということか。また、国からの金は10年間同じ金額なのか。

県がこれから継続して管理することになった場合を考えると本当に心配である。

環境共生課長

国からの基金の支出であるが、国から一括して合計で約194億円の基金造成のための財源が来ている。これを運営費と整備費に分けて活用している。これは原子力災害等復興基金で環境創造センター勘定として分けて管理しているので、環境創造センター以外には活用できない。なお、金額であるが、毎年、定額の予算が国から来るわけではない。

高野光二委員

生の7ページの上段で、運輸事業振興助成事業費として5億700万円計上されている。運輸事業のさまざまな分野にわたっての振興だと思うが、この助成事業の中身について説明願う。

生活交通課長

この制度は、軽油を購入したときに軽油引取税がかかるため、バス、トラックなど一定の軽油を使う車両に一旦還元するという考え方の制度である。

総務省から毎年各県のバスやトラックの台数を基本に、係数で示された額をそれぞれバス協会とトラック協会に交付して事業を進めている。

内容は交通安全対策やバスターミナル、トラックターミナルの整備、運転手の福利厚生事業といった事業に充てる形で運用されている。

新年度はバス協会、トラック協会とも今年度を若干下回る額となっているが、県内の軽油消費量が下がる見込みであることから、この額になっている。

高野光二委員

軽油引取税、事業税の還元と理解した。主に還元する事業所はトラック協会とバス協会とのことであるが、助成の割合はどうなっているか。

生活交通課長

これも総務省から示されている率であるが、下8桁になるので金額別で述べる。バス協会は5,730万9,000円、トラック協会が4億5,033万3,000円で合計は5億760万2,000円となっている。

高野光二委員

同じ生の7ページの下段であるが、企画費の地域振興費で大気環境監視施設整備事業として2,800万円ほど計上されている。

環境監視の意味では、放射能にかかわる部分の大気汚染も含めてのことだと思ったが、一方では今の時期には大陸から黄砂が降ってくる。特に中国で非常に問題なのはPM2.5である。PM2.5の環境被害は甚だしく、我々が中国に行ったときも、本当にこんなにひどいものはないと思った。その影響が少なからず日本にもあると思う。ここでの環境監視はそういったものを含む監視と理解してよいか。

また、予算額はそれほど多くはないが、実際にこの環境監視事業の内容について具体的にはどういう部門でどういう検査をしているのか。

部参事兼水・大気環境課長

大気環境監視施設整備事業である。県では大気の観測局を20局ほど設けており、そこではオキシダント、窒素酸化物、硫黄酸化物、あるいは話が合ったPM2.5等について大気観測している。そして生活環境上問題がないか常にチェックす

る常時監視体制をとる事業である。電源立地交付金を活用して、常時監視の測定機器等、さまざまな機器を更新している。

平成29年度は、オキシダント計、窒素酸化物計、二酸化硫黄計、局舎のエアコン等を含めた9台の更新経費を予算に計上している

放射性物質に関しては、この大気の時常監視システム網には入っていない。

高野光二委員

特に最近では温暖化等の気候変動によるさまざまな影響が非常に心配されている。

最近の災害状況に係る新しい機器や観測分が付加されている部分についての総括質問になる可能性もあるが、自然災害と密着する環境破壊が非常に危惧されている。機器の更新も含めてとの話があった。データ収集も含めた監視が恐らく含まれているのだろうが、そういう意味の特化した部分がこの機械更新に含まれているのか。

部参事兼水・大気環境課長

常時監視システムにはさきに述べたオキシダント、窒素酸化物及び硫黄酸化物のほかにも気象計があり、温度、湿度、風向等をはかっている局舎がある。これは適正配置で、20局全てにフルセットで測定機器を置くのではなく、局舎ごとに機器構成を変えて効果的に計測している。

高野委員から話があった、最近の問題になっているPM2.5については、徐々にはかる機械をふやしている。観測局は中核市にもあり、郡山市に5局、いわき市に12局ある。合計30数局の観測局があるが、その中でPM2.5については県が6局、中核市で4局の10局体制で県内を網羅しデータ収集をしている。

こういったことで長年データを収集しており、PM2.5については基準を超えると注意喚起情報を出すシステムになっているが、現在のところ平成26年2月に注意喚起情報を出した以後は出ていない。

高野光二委員

大陸から来るものが日本にも大変影響があるとつくづく感じているので、データの開示をぜひ積極的に行ってほしい。

生の9ページ、環境保全対策事業費の13番の地球にやさしいふくしまライフスタイル普及啓発事業についてである。さきにも説明があったがもう一度詳しく説明願う。

環境共生課長

この事業は、具体的にはレジ袋を削減する事業である。マイバッグを持ち歩いてもらう、あるいはレジ袋をやめようという普及啓発事業となる。今年度の例でいえば、福島駅前やスーパーマーケットの前で行った普及啓発事業に要する費用である。例えば、エコバッグの配布や小さいころからの普及啓発が大事ということで、早朝に高校生を対象に啓発をした事業であり、来年度も引き続き同じように取り組んでいきたい。

高野光二委員

生の10ページ、一般廃棄物について聞く。

一般廃棄物対策費、説明の1の浄化槽整備事業で1億5,600万円計上されている。これは浄化槽に対する補助事業と理解するが、環境や水質を守っていく意味で、合併浄化槽に積極的に補助を出して移行していくということであると思う。その目標値、ここ近年の数字は実績を踏まえてどういう値なのか。このように積極的にやろうとしている部分にもかかわらず、なかなか合併浄化槽の普及率が伸びていない現状もあると聞いている。新年度の予算を計上するに当たって、どのような捉え方をしてこの数値を出したのか。

一般廃棄物課長

浄化槽整備事業の質問であるが、県が行っているのは単独やくみ取りの浄化槽から合併処理浄化槽に転換するものに対する補助事業である。現在は、新しい家を建てれば全て合併処理浄化槽なので、県としてはその部分は補助の対象にしている。例えば個人型では平成28年度の当初では、合併処理浄化槽990基を計上したのに対して、29年度当初予算で計上しているのは891基であり、数は減少している。これは各市町村からの要望を積み上げている数字である。減少の理由は、単独処理浄化槽からの転換では既に水洗化しており、なかなか合併処理に費用をかけてまで転換するのは難しいと考える方もいる。また昨年6月時点で消費税増税が延期になったこともあり、29年度の数字には駆け込み需要の部分が入っていないなどさまざまな要因があり、減少傾向にあると考えている。

高野光二委員

あした、一般的事項で環境にかかわる部分での普及に触れたいと考えている。今年度普及はしているが現状は思うようにいかず、予定数より減っている。単独槽よりは合併処理槽のほうが、水路に流れる水は明らかにきれいである。猪苗代湖の問題でも水質改善の問題は当然ある。その議論はあした行い、普及啓発についての考えを聞きたい。

生の13ページの猪苗代湖の窒素りん浄化槽普及拡大事業は、窒素とリンを取り除く、猪苗代湖に特化した浄化槽と理解したが、普通の一般的な浄化槽とこの浄化槽では仕組み、あるいは単価、能力の面でどのぐらい違うのか。

部参事兼水・大気環境課長

生の13ページ、説明の5番の「窒素りん浄化槽普及拡大プロジェクト」である。

猪苗代湖の水質日本一を目指した事業であるが、その中で、水質をよくするためには猪苗代湖流域から流れる水がきれいであればいけないということで、条例あるいは計画をもとに進めている事業である。プロジェクトということで16万7,000円が入っているが、これはそういった浄化槽を入れるための講習会の費用である。浄化槽そのものを入れるためのハードの補助金はその上であり、紺碧の猪苗代復活プロジェクト事業で3,566万5,000円となっているが、その中に2,000万円ほど入っている。

この補助の仕組みは、一般的に合併浄化槽を入れると1基当たり110万円くらいかかるが、窒素リン除去型という高度な処理が必要な浄化槽については、概算で180万円かかるため、その差額の70万円を国と県と市町村で補助する制度である。

さらに猪苗代湖については、窒素リン除去型という高度な浄化槽を設置することを義務づけているので、180万円のうち70万円の補助に加え、残りの110万円も4割を公費負担とし、それを国と県と市町村で3分の1ずつ補助することとなっている。また、残った6割の自己負担分についても、11万円ほど整備促進費という補助を上乗せして導入を促進している。

高野光二委員

窒素リン除去の浄化槽は高額になってきている。それに合わせてさまざまな状況の中で補助が非常に取り入れやすい状況になっているが、実際にはなかなか思うように進んでいないと聞いた。決算審査時の説明もそうだった。

紺碧の猪苗代湖復活プロジェクトの中の事業費は、今年度の目標値を設定した上での数字だと思うが、昨年度の実績等を踏まえて、今年度の予算額の考え方はどうなっているか。

部参事兼水・大気環境課長

4番のプロジェクト事業の中の窒素リン除去型の浄化槽の整備事業について、来年は29基ほど整備したいと、郡山市、会津若松市、猪苗代町から出てきており、その予算を1,980万1,000円計上している。

整備数は、ここ数年毎年20基前後で進んできている。計画で目標値としている平成32年805基の目標に対して、27年度末で79基と余り進んでいない。我々としては毎年20基前後の数値は非常にじくじたる思いがあり、拡大プロジェクトで講習会等を行い、あるいは町や市で広報事業に努めている。

実はこの取り組みには非常に歴史がある。もともと裏磐梯での特別管理下水道事業として下水道や農業集落排水の整備をしており、既にそういった下水道関係は整備が済んでいる。これについて今接続率を高めようとしている。下水道や農業集落排水地域に含まれない少し遠いところは、下水道管を引くのに膨大な経費がかかるので、そういった地域の面的整備についてはこの浄化槽で整備しようと取り組みが始まっている。

窒素リン除去型浄化槽自体の歴史は古くなく、つい最近と理解してほしい。条例ができた14年時に計画をつくった際には窒素リン除去型はなく、窒素除去型という浄化槽しかなくて、それを目標とした。そのときは1,000基を目標として始まり、22年度末の段階で窒素除去型の浄化槽は424基の実績がある。その後も、計画を17年と25年に改定し現在に至っているが、25年に窒素リン除去型ができたことで、次のステップとして窒素リン除去型を805基設置することを目標に掲げて努力している。

下水道が接続できない地域については、対象地域として1,900世帯ほどを想定している。合併浄化槽あるいは窒素除去型と窒素リン除去型については1,900世帯対象のうち900世帯ほどは入っていて、残り1,000世帯がくみ取り、単独浄化槽いわゆる屎尿処理だけの浄化槽である。そういったところが残っており、極力窒素リン除去型を入れてもらいたいと頑張っている。

古市三久委員

生の11ページの13番で帰還に向けた放射線不安対策事業とあるが、これはどういう事業か。

産業廃棄物課長

これは今年度の12月補正で新しい事業として認められたものであり、来年度も継続して実施したい。

内容は避難12市町村に相談員を配置する事業であり、具体的には浪江町役場の一角を借りて、既に2月1日から相談窓口を設置している。帰還する人、帰還を考えている人などの中で、「住宅リフォームに際しての廃棄物処理がなかなか進まない」、「リフォーム業者が置いていったきりで片づけない」、「避難の際に屋外に残した農機具や子供の遊具をどうしたらよいのか」という不安を持つ人がいる。そういった相談に応じて、具体的な処理の仕方や現地調査なども行き、線量をはかってどのくらいあるかを示し、安心して帰還に向けて進んでもらう事業である。これを来年度も継続したい。

橋本徹委員

生の6ページ、地方生活バス路線維持対策費の3番の被災地域生活交通支援事業について聞く。

一般質問でも出ていたが、県が主体となってバス事業者に委託していくのか、それともバス事業者が運行し運行経費を県が調整していくのか。

生活交通課長

この事業は財源としては復興特会（東日本大震災復興特別会計）を充当して進めているが、制度の基本にあるのは国土交通省の幹線バスである。したがってバスの事業実施主体はバス事業者となり、そこに発生する収支差について国と県で補助する形になる。

橋本徹委員

今見込んでいる利用者数を聞く。また今後、順次広げていくとのことだったが、どのあたりを予定しているか。

生活交通課長

各路線とも、これからの帰還と同時並行に運営していくので、具体的な見通しはなかなか立たない。運行初期は大変少ない状態も予想される。状況に応じて対応していきたいと考えており、具体的な目標は定めていない。

今回は3路線だが、今後帰還に合わせて各市町村との連携、協議会での審議、帰還や拠点の整備状況を見ながら適時適切に、おくれのないようバス事業者と連携しながら運行できるように調整していきたい。

橋本徹委員

公共交通網の常磐線が再開していくということで、差を埋めるバスの運行をしてほしい。要望である。生の10ページのふくしまクールシェア推進事業について具体的に聞きたい。

環境共生課長

ふくしまクールシェア推進事業は、来年度の新規事業で予算を計上している。

目的は、エネルギー需要が高まる夏と冬に冷房や暖房を共有できる施設等をシェアスポットとして登録し、そこに集まってもらい、家庭でのエアコンや暖房のエネルギーを削減することである。あわせて、夏は熱中症の予防となるため事業化している。

シェアスポットは、公共施設や民間施設、例えばショッピングセンター、喫茶店等を登録する。そういうところで心地よく過ごしてもらいたい。

古市三久委員

生活バス路線は市町村からの要望があってやるようになったのか、バス会社から要望があったのか、それとも住民からのニーズがあってやるようになったのか。そのあたりはどういう経過か。

震災前、バスはいわき市から双葉郡に向かって走っていた。しかし、それが車の時代になって誰も乗らなくなってやめた経過がある。

そういう状況は今も変わっていない。常磐線も運行を再開し、双葉郡に住んでいる人も少ないので、乗客がどれくらいかは想定できないと思う。これは最終的にはやってみなければわからないが、効率的、効果的な事業なのか。

要望等の経過についてと、県の見通しを聞く。

生活交通課長

避難地域のバスの運行に関してであるが、まず、さきに述べたように避難指示解除とあわせて進めるということがある。帰還促進の面で、高齢者には運転できる人もできない人もいるが、今できてもやがて運転できなくなる。もう一つは車を運転できない方、高校生等の通学もあり、全国的にバスの運用上、課題になっている点である。

被災地域については、我々の説明で協議会をつくる話をしたが、アンケートもとっている。その中で今後の見通しで今すぐ使うかという話になると、なかなか具体的な数字は得られない。しかし今後帰還して、病院に使いたい、買い物に使いたいなどのアンケート結果は出ており、その数字は把握している。

それがいつ実現するかについてはまだ先のことになるが、我々が念頭に置いているのは持続可能な公共交通を構築していくことであり、大変大きな課題ではあるものの、どうしても運転できない方々のため、高齢者、免許を持たない方、高校生の通学等を視野に入れながら、これから進めていきたい。

(3月 9日 (木) 生活環境部)

高野光二委員

イノシシの処分について説明があった。イノシシの捕獲頭数等々について、特に被害が甚大であることも含めて管理頭数を速やかにふやしたとのことであった。地域の自治体の要望もあり、管理頭数1万5,000頭を1万7,800頭あるいは1万8,000頭という形で増額したことは、速やかな対応という部分で大いに評価したい。当委員会でも議論があったが、その処分の方法で若干気になるところがある。

この資料の説明によると平成27年度のイノシシの処分方法について、1万5,467頭の37%である約5,800頭を焼却処分している。焼却している自治体38市町村のうち3自治体が解体不要でそのまま焼却できる。

イノシシは基本的に一般廃棄物なので焼却しても埋めてもよいが、捕獲頭数が非常に多い自治体もある。例えば私の地元では、極端な話1,000頭ほどをある範囲に埋めなくてはならず、場合によっては前に埋めたものを掘り起こさなければならぬ。狩猟者からも非常に環境によくないとの話を聞く。現実にはそれを焼却するときに、解体しないで燃やせる能力を持った施設が少ない。焼却施設の能力や形式によって、解体しなければ処理できないので解体して申し込んでほしいと言われたりする。自然災害も含めての環境という意味では、やむを得ない捕獲でよそに持ち出せないためその現場で埋めることはやむを得ないとしても、大量に埋めて環境に影響する状況が心配されることについては、きちんと行政的に対応しなければならない。

当委員会でも相馬市の焼却施設を見に行った。そのときに、既存の焼却施設でも燃やすことはできるが、何らかの形で専門的に燃やすのがよいのか、あるいは一般焼却で燃やすのがよいのか。廃棄物という扱いなので燃やすことはできるが、現場で解体して焼却施設に持ち込んで燃やすのは現実的に困難だと狩猟者からは聞く。ぜひ、このあたりの対応も県として考えてほしい。

ある一定程度以上を埋設してはいけないといったことを段階的に行うこともよいと思う。いきなりそういったことをすると捕獲する頭数に影響があるとすれば、指導を段階的に行う指針を立てるのもよい。

大量に捕獲して管理頭数が5万頭程度になればそういう心配はないのかもしれないが、これから住む環境を考えればこういうものを埋めることは望ましくない。法改正も含めて県の指導が必要だと思うがどうか。

自然保護課長

委員指摘の処分については、捕獲場所の近くで生態系に影響を及ぼさない範囲で埋めることを市町村と協議しながら進めている。

相馬市と新地町につくった焼却施設などについても、農林水産省の交付金などを活用でき、市町村が協議会をつくった場合に補助金、交付金が出る。そういうものの有効活用を進める。また、最近、新聞に載っていた新たな方法として、微生物を利用する方法もある。これについては、県も情報収集をして関係者などとも打ち合わせしながら、市町村で導入できるかどうか、衛生上の問題、経済性、有効性などを検討して、市町村と協議しながら市町村の考えに基づいて一緒に取り組みを進める。少しでも処分が適正に行われるように、県としても取り組みを進めていく。

高野光二委員

今の状況で大変優秀な答えだと思うが、現実には自治体と協議していくと、今の焼却施設で燃やす法律しかないので、燃やせると自治体は言う。

しかし実際の現場でしとめるのは、ほとんどはわなに入ったイノシシである。動いているイノシシをしとめることはほぼない。そしてわなはそんなに山奥にはかけない。住宅地や農地の近くで、イノシシの通り道に仕掛けてしとめるためイノシシは持ち出すことになる。つまりそこに埋められないから持ち出して車等に積んで運び出すことになる。わなの資格

を持つ方などからいろいろな話を聞くと、現場で穴を掘って埋めることはないと認識している。

今の法律では埋めることが可能であることも理解している。しかしながらそういうことがだんだん不可能になっている現実を踏まえると、県がやはり積極的に指導すべきである。微生物の効果で埋めても大丈夫との知見があれば、早急にそういう指導をしてほしい。

自治体と相談して意向を聞いたら勝手な方向にいつてしまう。燃やせる形で返事は返ってきている。そういう現実がある中で、県がもう少し積極的にこういう方向でやるという指針を立てるべきと思うが、どうか。

自然保護課長

まず市町村が持っている焼却炉の状況などを適切に把握して、解体が必要な場合等について市町村と協議しながら、焼却については引き続き進めていきたい。

微生物の利用については、県も市町村に説明すると同時に、岡山県の一部の市町村等、さまざまな県の先進事例において、衛生面にもおいても問題ないと確認しているので、そういう衛生上に問題ない分解処理を進めることができるように、県としても今後、市町村と取り組みを進めていきたい。

高野光二委員

本来であれば、イノシシはジビエとして食することができる。安全な数値である地域もあると聞いているが、全体的にはまだ積極的に食べる状況になっていない。今の状況での対応としてやはり焼却施設が必要であるとすれば、その補助対応等をしなければならないが、国の補助金に県の新しい制度をプラスすることも含めて、ぜひこれを進めてもらいたい。

地域交通、バス路線について聞く。今の説明は只見線の話だったが、この委員会の予算で路線バスの話が出てくる。避難指示区域がどんどん解除されて、仮設住宅もだんだんなくなっていき、補助内容が今までとは変わってくる。通常の路線で仮設住宅まで1 km、あるいは仮設住宅を回る路線であれば今までの補助内容と変わらないが、そこから外れるところについては解釈が変わった。

これはバス路線の補助ということで非常に目についているが、震災前と震災後ということもあるにしろ状況は変わっている。バス路線という部分も大切だが、高齢化社会になってくると、バス路線まで行ってバスに乗って目的地まで行くのはだんだん時代にそぐわなくなってくる。

自家用車で移動する社会にもなってきたが、最近高齢者のアクセルの踏み間違いによる事故が非常に多く起こっている。また、今月の12日には、改正道路交通法により認知症検査も義務化され、免許更新時に強制的に行われる。時代とともに公共交通の考え方は、大きく変わっていく必要がある。

自治体を大きく移動するには、バスは有効な手段であり、今各地でどんどん高齢者に優しいデマンド型や地域に合ったさまざまな交通機関の考え方が取り入れられてきている。バス路線における高齢者対策など県の基本的な考えを聞く。

説明にデマンドの話も出ていたが、政策的にどのように生かしていくのか。

生活交通課長

路線バスの制度のくくりとして、これまで何回か話題になった地域間、市町村間を結ぶ幹線バスについては、国の補助制度により展開していく。

そのほかに1億6,000万円強の予算規模になるが、県単のバス事業等への補助金という枠組みがある。これは、市町村単位あるいは一定のコミュニティー単位で公共交通を動かす場合、具体的には市町村の直営で行うバス、市町村がバス事業者に委託して行うバス、もう一つがデマンドタクシー、注文に応じて乗り合いタクシーの運行をしている市町村に対して補助するものである。現在デマンドタクシーに取り組む正確な市町村数は把握していないが、拡大している状況にはある。

そういった中で委員指摘の高齢者の免許返納や交通事故防止の観点からの公共交通の充実は大変大きな課題だと思っている。既存の補助制度を生かすのは当然だが、全国での先進事例をよく把握することにも努めている。高齢者が関係する事故、反対車線を走ったりアクセルを踏み間違えたりという事例が多い中で、国でも内閣府と国土交通省と警察で対応策を考えている。

その中でも自動運転、衝突防止システム等の研究と並行して、一定の地方にマッチした取り組みを検討していくことも踏まえ、全国の先進事例を確認、提供する形をとりながら、市町村と連携し、実情に応じた補助を行っていきたい。

高野光二委員

今の説明で理解する。しかし基本的に国土交通省の法令の中で、バス路線以外のところしかデマンドタクシーが走れない決まりがある。そういう法律に縛られて、例えば自治体から他の自治体にデマンドタクシーが行くのは難しい。これも理解はするが、そうはいつても、時代とともに高齢化率は上がってくる。昨日の新聞だったが我々の地域ではもう55%ぐらいの高齢化率となっており、65歳以上の方がそのぐらいふえている。本県のほかの地域でも少し山奥に入ると、非常に高い高齢化率になっている。

そうすると、今までの法律ではどうしても間に合わないところが出てくる。デマンドタクシーでも、自治体間で例えば病院を回っていくような、必要なところをフレキシブルに回っていくいろいろな方法が出てきている。一つの殻にとどまることなく時代に合ったものを進めていってほしい。

デマンドタクシーが最初にスタートしたのは私の地元である。これは国土交通省の法律を変えた。その地域の実態についてさまざまな課題、問題がある中で、今まで国土交通省がやってきたことは間違いとは思っていないが、そこからやはり新しい形のものに切りかえていくことが必要である。実態との差がどんどん出てくれば、その現状を踏まえて、積極的に新しいものに切りかえていく作業が必要である。

そういう意味でもぜひ努力してほしい。要望である。

吉田栄光委員

高野委員からあったとおりで私も同感である。事故も含め、震災から6年を迎える。さまざまな地域、会津の人口減少、過疎化と同じようなことが被災地でも出ている。本県として今の地域の状況を考えて公共交通を見直してはどうか、何か県としての考えがないのかというのが高野委員の正直な話だと思った。

そこで部長に聞く。今の課長の話のような、公共交通の従来型のバス路線を含めた考え方は我々は十分わかっている。避難地域復興局を持っているので、部長と担当課が関連するさまざまな窓口と調整して、早急に地域間の公共交通について一定程度の方向を出していくべきだと思う。

町がどうかと県は言うが、それぞれの市町村が同じ悩みを持っている。山間部もそうであるし、避難地域に関しては避難地域復興局もあるので、今後、早急に生活環境部がしっかり方向性を出すような考え方でお願いしたいと思うが、どうか。

生活環境部長

今年度着任して、会津の首長からも地域の足を確保する部分は本当に重い課題なので、県としても本格的にいろいろ考えてほしいとの話を聞いている。また、浜通りでは今回広域の路線バスとして、3本走らせる協議、調整をしている。

その中で、今度はバスだけでは地域内の交通網が確保できないので、その部分について、今各市町村での幹線バスに接合させる部分のネットワークをどのようにつくっていくか動いている。網形成計画という難しい言葉を使っている。

県としても、本当に課題意識を持って今浜通りで進めているような検討をしていき、ノウハウを蓄積していく。また課長から述べた、全国でどのような先進的な取り組みがなされていて、どういった部分が課題になっているかをしっかりと

洗い出していく。早急に取り組まなくてはならない重要な課題との認識を持って、新年度対応していきたい。

神山悦子委員

2人の委員からあったとおりであり、答弁もそのとおりである。ただ少し気になったのは、以前デマンドタクシーが必要だと述べたときに、今の法律ではバス路線が走っているところでデマンド型を行うのはいろいろな縛りがあったように思う。やはり法律の壁がある。そこをどうクリアするかは、皆の考えを合わせて必要なことも行っていかなければならない。また高野委員、吉田委員からもあったように、今どうやっていくか、何が壁になるのか、そこを明らかにして取り払う必要がある。

私は、もしかすると本県は被災地であり原発避難という特異な事情があるのでこれが先進例になるかもしれないと考えている。全国でも同じような過疎の問題、高齢社会の問題が出ている。これはもしかするともっと大きな運動に広がる可能性もあるし、本県がそれを実行していくことで、ある部分で初めてそれが本県に、全国に広がる気がする。市町村等だけではなくいろいろ地域の皆の声を聞きながら、十分検討し具体化を進めたほうがよい。それが本当に足を守ることや安全につながればよい。

もし真の地域創生、地方創生というのであれば、ここが皆の望んでいることだと思うので、部長を初め、担当者ともよく協議して、具体的な方針を進めてもらいたい、考えがあれば聞く。

生活交通課長

全県下において、バス路線の維持、高齢者を含めた公共交通の確保が大きな課題だと認識している。

デマンドタクシーとの競合であるが、現状では確かに一定の制限はあるが可能との取り扱いもあり、法律ではどっちつかずの形になってしまうところもあるので、柔軟に対応していきたい。

それから全国の事例である。今部長からも説明したが、大きな例では過疎の進んだ県で全県域で公共交通網の計画をつくろうという動き、さきに網形成計画という言葉を使ったが、そういった動きもある。また地域単位で見ると、2種免許が必要になるが、白タクの運行等さまざまな取り組みもある。

そういった取り組みのよいところ、本県にマッチするところを早急に検討しながら、使いやすい体系化を検討していく。

高野光二委員

デマンドタクシーも含めて、高齢化社会に向けた利用に対する要望は本当に多い。今定例会でも説明してもらったバス路線については、法律で縛りがある。

本県はたまたま震災があり、今回要件が除外になったところもあるが、全県で今までは補助対象になっている。しかし、基本的にはだんだん高齢化になって人数が少なくなれば、1日3回以上の運行でしかも5人以上乗らなければ補助対象外となる。田舎に行けば空気を乗せて走っているバスが幾らでもある。それだけ乗客がいなければ補助対象外なので、自治体で負担して必要な路線は運行せざるを得ないが、時代にだんだん合わなくなってきている状況が法律にある。ぜひそこは、本県からそういう発信をして、その法律を見直して今の住民の要望、高齢化社会に合わせてほしい。

交通体系について取り組むとの回答を得たので、積極的にこれからの時代の交通システムに変えていってほしい。今の回答にプラス思いがあれば聞く。

生活交通課長

幹線バスについて、5人であると補助金がカットされる、15人以上でないと採択できないといったことがある。そういったものについてバスの大きさを変える等いろいろな検討がある。そのあたりも吟味しながら検討していきたい。

高野光二委員

きのうの質問で猪苗代湖の水質保全に係る浄化槽について、私にはわからないところだったので、答弁に大変興味を持った。現実的にかなり手厚い補助をしている現状もわかった。しかし手厚い補助がありながら、これだけ目標の数値に届かないのが実態である。

窒素とリンを除く浄化槽は通常の浄化槽よりも70万円高いが、この分はまるまる補助する。それで残りの部分について40%補助し、さらに11万円補助すると、実際に170万円の浄化槽をつけようとしても、本人負担はかなり少なくなる。恐らく30~40万円くらいの負担をすれば、設置できる状況である。

1,900世帯のエリアの目標値について、900世帯は公共下水に接続して残り1,000世帯が、合併処理槽の対象との話であるが、今年度の目標は806基で実績は79基である。また1,000基を目標にした場合に、現実的にこれだけ補助のかさ上げをしながら、なかなかできないのは、PRの方法が悪いのかあるいはもう少し補助率を高めたほうがよいのか。そのあたりの工夫をしないと目標は達成できない。

努力の跡は見えるが、県とすればこの目標達成について、最終的には生活環境をよくすること、猪苗代湖の水の浄化も含めて総じてどのような努力をするのか。

部参事兼水・大気環境課長

猪苗代流域の浄化槽はきのうの説明のとおり、浄化槽対象の世帯数は1,900世帯程度でそのうちまだ設置していないのが、くみ取りと単独浄化槽で1,000世帯程度である。窒素リン除去型の設置ということで平成25年度に目標を挙げて、27年度末で79基、今年度でおおむね100基程度になる。合併浄化槽ということで窒素リン除去型及び高度型で100基となるが、窒素除去型が出る前の目標で取り組んだのは424基でその残りが前に取り組んでいた合併浄化槽という構成になっている。

残りの1,000基についてどうやって窒素リン除去型にしていくのかであるが、これについてはそういった手厚い補助制度を設けて、あとは水質保全のために浄化槽を取り入れてほしいことはさきに説明した。こういったところが残っているかという、市町村の話を見ると、おおむね単独世帯、または古い家屋でその必要性が生じていないと思っている世帯がある。例えば両親だけで住んでいて、若い世代が帰ってきて、家を改築することを契機に、こういった補助制度を利用しながら浄化槽を導入する世帯が多いと聞いている。そういう流域の方々でもいろいろな事情を抱えていて進んでいないとの話は聞く。

古い家屋でそのまま何も変えなくても支障はない方々に対して、猪苗代湖の水が多面で非常に恩恵をもたらしていることも含めて、水質浄化についての意識を持ってもらうために講習会を開いたり、市町村で説明会を開いたり、窓口で説明したりということが続いている。そういったことを、今後とも粘り強く続けていきたい。

高野光二委員

合併処理槽はトイレだけではなくて、生活の雑排水を処理するものである。その有効性を考えれば、高齢化世帯についてもなるべく設置してもらうべきであり、その手法をどのように考えるかだと思う。

少し見方を変えて、公共下水道と同じような公共であるとの考え方もあるのではないかと。合併処理槽は公で設置し、後に管理費用なり利用費用を月々もらう方法もあると聞いている。

高齢世帯に設置するとして、最終的には自分の懐からまとまった金を出すことについて、なかなかそこまではいかないこともある。そこは状況も踏まえて、公で設置して利用料あるいは管理料をもらう方法もあるので、そういうことも含めて最終的にはきれいな水が猪苗代湖に流れていく取り組みをしてもらいたいだろうか。

部参事兼水・大気環境課長

公共設置型の浄化槽であるが、現在も市町村設置型で会津若松市が事業を実施している。個々の世帯に浄化槽を設置す

るときは下水道接続と同じような11万円ぐらいの負担で、その後下水道の利用料と同じような形で管理料をもらう制度である。猪苗代町と郡山市にもこの制度の導入を勧めている。

高野光二委員

合併浄化槽の話で、すばらしい補助事業の取り組みの中で設置できない場合に、公の機関が行う合併処理槽の設置はどうかの話をした。実際にこの取り組みをしている自治体が全国にあり、共通の問題点がある。

例えば、いわゆる宅地と言われる面積への負担金である。1㎡当たり500円ほどであったと思う。町なかや比較的宅地が狭いところであればよいが、そういう面積要件で負担金が伴うと、田舎では宅地が広いので高額となる。農業経営の集落排水と、厚生労働省の集落排水で、公共下水の関係は若干その負担割合が違うが、基本的にそういうことも踏まえて改正しながら、公でできる方法を目指を持って達成したい地域には考えてもらいたい。

そういう取り組みもぜひやってほしい。これは法令に関することなので、各自治体というよりやはり県が主導的な立場に立ってやったほうがよいと思う。そういう立場での見解を聞く。

一般廃棄物課長

県としても浄化槽の市町村設置型事業の普及を考えている。各浄化槽の市町村担当者が集まる研修会やいろいろな会議等で、市町村には、浄化槽の市町村整備事業を進めてもらうように依頼している。

確かに市町村設置型は、個人の負担が個人の設置型よりも少ないということがあり、県としても予算の確保に努め、市町村整備事業を推進していきたい。

高野光二委員

今までは公共下水道あるいは集落排水がメインだったが、やはり本管から遠い距離にあると工事費がかかるので、場所によって嫌われるところがある。

しかしながら、生活環境、川に流れる水の浄化あるいは今回の猪苗代湖のように、湖水あるいはため池に流れることを考えていくと、この普及が非常に大切である。今検討をしているとのことなので、設置する立場や状況に合わせて、さまざまな問題点を洗い出し、早い段階で結論を出して主導的な立場で取り組んでほしい。

古市三久委員

イノシシのしとめ方は鉄砲や電気等いろいろあると思うが、その割合はどうなっているのか。そして一番多いのは何か。

自然保護課長

県が直接捕獲委託している猟友会では銃によるとめ刺しをしている。

環境省が避難区域等を頼んでいる業者では電気のとめ刺しをしているが、県では圧倒的に銃によるとめ刺しが多い。

古市三久委員

イノシシの中に弾をそのままにして埋めると、地下水が鉛で汚染される危険性もあるがどうか。

自然保護課長

鉛については中毒等のいろいろな問題があることは認識している。生態系に影響のない範囲で埋設しているとのことであり、水がしみ出ているとの問題は聞いていない。

古市三久委員

そういうことではない。鉛の弾をイノシシの体内に入れたまま埋設しているかそうでないかである。弾を摘出して埋設しているのか。

例えば、鉛が体内に入ったまま埋設するとそれがだんだん腐ってきて、周りに地下水がしみてくる。そして地下水全体を汚染する懸念がある。そういうことを考えているのか、全く無視したままやっているのかという問題である。

自然保護課長

鉛の実態について猟友会に確認していなかった。早急に確認して対応する。

古市三久委員

よろしく願う。

新聞報道によると、昨年からことしにかけて本県の自治体職員が9名自殺をしており、その中で県職員が2名いる。1～2月で5名亡くなったと思う。生活環境部で該当者はいるのか。

部参事兼生活環境総務課長

生活環境部ではない。

古市三久委員

自殺の原因が長時間労働によるものではないかと言われている。生活環境部ではいわゆる時間外労働についてどのように管理しているのか。

部参事兼生活環境総務課長

我々も、長時間労働は非常に重要な問題だと考えており、部全体を挙げて取り組んでいる。まず、部全体でどのぐらい超過勤務があるかを把握し、それから個人に偏っている状況があれば、その職員と上司が直接面談し、互いに話し合って解決方法を考えていくことを行っている。

現在のところ昨年度と今年度を比べると、組織改編で少し分母が変わっているところもあるが、同じ状況として受けとめると超勤はふえていない。

古市三久委員

管理とのことであるが、個人をパソコンのソフト等で管理しているのか、紙ベースで管理しているのか。例えば何年何月何日に誰が何時間とか、1カ月何時間やっているということは、パソコン上で簡単に集計できるシステムになっているのか。

部参事兼生活環境総務課長

庶務システムというものがある。超過勤務をしようとする職員は庶務システムに入力して上司の決裁を受け、超過勤務をすることになり、その実績等について集計される。

古市三久委員

月100時間以上超過勤務をしている職員はどのぐらいか。

部参事兼生活環境総務課長

若干時間をもらってもよいか。

古市三久委員

後で教えてほしい。生活環境部の職員が平均的に月何十時間ぐらい時間外労働しているかはわかるか。

部参事兼生活環境総務課長

本年度は1人当たりで平均すると月20時間程度である。

古市三久委員

それほど極端に多い時間ではないと思うが、県庁全体では時間外労働は大体1人当たりどのぐらいを目標にやっているのか。それ以上やったら上司から注意される上限はどのぐらいか。

山田平四郎委員長

古市委員に述べる。

生活環境部の一般的な質問なので所管の範囲内で願う。

古市三久委員

生活環境部の状況を聞いている。

生活環境部の職員の時間外労働が月どのぐらいあるかと、100時間を超えている人がいるのかいないのか。また生活環境部としては、月何十時間までは時間外労働を認めるが、それ以上になったら今月はもうだめだなどの基準はどうなっているか。

部参事兼生活環境総務課長

何時間やってよいということは基本的には考えていないが、結果として45時間を超えた職員に対しては、面談を実施している。

古市三久委員

45時間にはどういった根拠があるのか。

部参事兼生活環境総務課長

詳しいことはわからない。国で働き方改革等を進めている中での数字である。

古市三久委員

長時間労働は（株）電通の問題から始まり、大きな社会問題になっている。

本県は震災以降かなり忙しいので、長時間労働はやむなしというところもなきにしもあらずだが、職員の健康を考えた場合にはその辺の管理、いろいろなケアや相談窓口を設ける等の対応をしっかり行ってもらいたい。

神山悦子委員

さきにJR只見線について説明があったが、1点尋ねたい。市町村の運営費の負担割合が示されているが、その後の報

道で市町村がこれでも大変とのことでいろいろ苦勞していると思った。例えば過疎債を使うなどいろいろな方法で対応しようと考えているとの報道もあったように思う。さきの説明では第3セクターなどで7対3とのことで、県と市町村とのやりとりで割合を決めているとのことだが、市町村で確認書を取り交わすにしても、今後その負担の軽減を県に求められるのではないか。このあたりは柔軟な考え方をしていかなければならない。

我々も本会議で指摘したが、これから過疎が進む、人口が減る。市町村にとっては只見線がJRで残ったのは本当に良かった。それはそれで努力は認めるが、負担については問題がずっと続くと思ったので、今の段階で県の考えを聞きたい。

生活交通課長

市町村の負担については、建設費も含めて各種の軽減策により軽減に努めることとしている。市町村の負担軽減、運営費の負担軽減ということで、県が運営主体として国とJRと協議していると先ほど説明したが、組織的にも人的にも、一定の負担が出てくる。これを市町村と一緒にやるか、あるいは市町村に落とすか、その中で県がどこを持つかについても検討する。

また今回の復旧と両輪である地域振興策については、建設費の負担も含めながらしっかり県がリードして市町村とともに取り組んで行く。総合的に市町村の負担が軽減されるよう取り組む。

神山悦子委員

今後も続くと思うので、そこは求めておきたい。県の役割として頑張ってもらいたい。

やはり災害そのものから考えると、国が民間で黒字のところには出さないことが問題だった。今そういった協議をしている最中とのことだが、もっと国に加わってもらいたい。

JRも頑張っていると思う。しかし、東日本全体では黒字とはいえここは赤字路線である。その中で第3セクターにするかバスにするかと、代替案にするとやってきたこと自体が強気で来たと思った。民間会社にさせられたこともあるかもしれないが、もう少しJRも頑張るべきだった。

県も頑張ったとはいえ、市町村の負担等の考えとここを頑張ってつなぐという意味でもやはり県のイニシアチブが非常に大切である。財政的な負担軽減も含めてそこはよく見ながら、これからも力を注ぐべきである。よろしく願う。

先ほど最初に説明があった総合計画の部門別計画の改定について聞きたい。

地球温暖化対策の計画改定のところで、その理由はわかった。パリ協定に合わせて国も基準年度を決めて削減することであるが、温室効果ガス抑制対策について、県のそれぞれの数値目標はどうなっているか。今あるのかもしれないし、これからかもしれないが、それぞれの数値目標があれば答弁願う。

環境共生課長

地球温暖化対策推進計画の数値目標だが、現在の計画では、2020年度を目標年度として、温室効果ガスを1990年度比で10～15%削減することを目標としている。

先ほど説明したように、今回の計画では、2020年度には2013年度を基準年度として25%の削減であり、さらに国が目標年度としている2030年度には45%の削減とする方向で今調整している。

神山悦子委員

国と全く同じなのか。

環境共生課長

国の温暖化対策の計画では2030年度の目標値が26%の削減だが、県は45%の削減である。

神山悦子委員

もう少し具体的なところの数値目標もこれから明らかにしてもらいたい。やはり地球温暖化対策は人類の大きな課題である。

さきにも説明があったが、気候変動による影響が大変である。水害はあるし、農業経営環境にも健康にもいろいろな影響が実際に出てきて県にその負担が求められる。そういう意味では県としてもきちんと目標を達成できるようにすることで、むしろそちらの支出を抑えられたり、いろいろな被害の軽減に貢献する。これは非常に大事だと思うので、もっと具体的なところをこの計画に盛り込むか示してもらいたい、それはいつごろ出るなど、これからのスケジュールについて聞く。

環境共生課長

現在計画内容について最終的に詰めを行っている。きょうは概要及び方向性について説明したが、今月の下旬には、最終版として計画を示して発表したい。

神山悦子委員

もう一つはプランの改定の件で、男女共同参画関係である。働き方改革や女性の活躍については、国の今の施策とのかかわりが大きいと私は聞いたが、そもそも女性が本当に活躍する働き方がどうかといえ、それを支える環境がなければだめだと思う。

例えば保育所や学童保育である。働きやすい環境の整備事業を市町村で行っているところもある。介護の問題もそうである。女性だけではなく男女ともにかかわる問題であるが、このあたりも一緒に見えてこない、本当の意味での改定にはならない。

そのあたりの観点がきちんと盛り込まれるのか。

男女共生課長

女性の活躍や働き方改革を進めていくためにはそういった環境の整備が必要であると話があった。資料の5ページ、真ん中の基本目標におけるIVで「仕事と生活の調和を図るための環境の整備」という基本目標を掲げている。その中で働き方改革の推進や、育児・介護に係る社会的支援の拡大、または家庭や地域における男性の参画促進ということで、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和を図るための施策を総合的に進めていく計画をつくっている。

計画が大きく変わるところを中心に説明したので、説明が漏れてしまったところはあるが、委員指摘のとおり、介護、育児も含めて総合的に推進していく。

神山悦子委員

これも同様であり、数値目標との関係でプランにはもう少し具体的に盛り込まれると思うが、それを見た上で意見を述べることにしたい。よろしく願う。

それからもう1点、プランとは違う話だが除染の関係で聞く。

先日、環境省の福島環境再生事務所の職員が逮捕される事態となった。この除染実施事業に相当の金が動いていることを考えると、こういったことで本当に事業が進むのかと思ってしまう。1人の職員だけで済めばまだしも、県がかかわっている市町村の除染事業についても、水平展開して厳しく見てほしい。そういったことがないようにするのが県の役割だと思う。

今回の事態を受けて県はどう対応するのか。

環境回復推進監

先週の環境省の職員の逮捕であるが、本来県民の信頼の上に実施している除染において、こういうことが出てくることについては、県としても非常に遺憾であり、言語道断だと思っている。

除染はかつて誰も経験したことがない膨大な量の業務であり、それに比例して環境再生事務所は500人を超える職員で構成している。全員が一丸となって行っている中でこういう事態になったことは、本当に県民の信頼を裏切るものである。報道を受けて、我々は環境再生事務所と環境省に対して文書を送った上で、事実の早急な明確化と再発防止策の徹底について申し入れている。

現在、警察の捜査中なので、中身については調査中の部分が多いが、そういったことも含めて市町村に情報提供して、市町村除染のエリアで除染が適正に執行されているかについて確認するように連絡をしている。今回の事件の相手方である業者について、市町村除染のエリアで従事した実績がないことは確認済みである。

一度失った信頼を取り戻すのは非常に大変だということは重々承知している。国の仕事とか県の仕事ということではなく、我々除染に携わる者全員が襟を正して、しっかりと除染に取り組んでいきたい。

神山悦子委員

引き続きの監視と、調査の行方を見ながら対応していくことが必要である。

きのうもきょうもそうだが、子供たちのいじめの問題でも結局、賠償金が入ったのではないかと、福島県に対しては除染の金だってこれだけたくさん出ているのではないかとといった話ばかりである。実際に被害に遭っているのは子供たちであったり、県民であったりするが、相当な金が動いていることはわかるわけである。

しかし、福島の現状、この除染の進捗状況を見ても、解除や避難地域の問題についても、6年たってもこういう状況だと理解されていない。そこは発信が弱いかもしれない。この原発事故がどうして起きて、どうしてこういう事態になったのかを、国の役人を含め全国に対してもっと発信して、現状を伝えることが必要である。同時にこういうことになった原因も含めて、我が国が置かれている状況をその立場からでもよいので、発信していくことがますます求められていると思う。

橋本徹委員

神山委員の質問と関連するが、整理予算で少し触れた、面的除染の予算繰越計上の資料の提供に感謝する。

部長の説明にもあったが、未了の部分についてどのぐらいの見通しで終わらせる予定か。

除染対策課長

まず前段に述べておきたいのは、現在も各市町村において懸命に年度末の完了を目指して頑張っている。その状況を踏まえた上で、完了の見通しについては、各自治体がそれぞれ早期に完了するために取り組んでいる。

自治体によって完了時期はまちまちになる。多くの市町村では秋ごろを目途に完了していく見込みと聞いている。しかし場合によっては事業者との調整等の一部特殊な事情もあり、単純にそのとおりにならない団体もあるようである。

橋本徹委員

自分としては着実に進めてもらいたいので、年度内という目標はあったにしろ、新年度にしっかりとやってほしいと強く述べておく。なぜそうしたことを言うかといえば、地元に行くと、市町村除染に限らず国の除染でも、今年度内の目標を強く持ち過ぎて作業がおそなになっているところがあると作業員から聞いているとの話を聞く。そのあたりの監視、管理監督を含めて着実な進捗を願う。

環境回復推進監

次年度以降も残る除染の話であるが、市町村除染は市町村がみずから策定した除染の実施計画に基づいて、今年度末を目標として行っている。

市町村としてはみずから策定した計画で住民に約束をしているので、当然年度末の期限については強く意識しているし、何よりも市町村が除染を早く終わらせて、福島環境回復を1日も早くしたいという熱意を持って取り組んでいる。

年度を越えて残る部分について、これも市町村の担当職員と住民の協力のもとできるだけ早く進めるとのことだが、例えば、仮置き場の問題や季節の問題があり、どうにもならない要因で年度いっぱいまで引っ張ってしまう事例もある。

そういったことも踏まえながら必要な除染については、適切に丁寧に実施していく。市町村も改めて取り組んでいくとのことなので、県としても市町村を支援しながら、1日も早い除染の完了を目指していきたい。

橋本徹委員

(株)フクシマエコテックの埋立施設の関係で、富岡町、楢葉町に配分される100億円について、配分比率等がまだ決まっていないとの話を聞いているが、そのあたりの県の受けとめ方を聞きたい。

中間貯蔵施設等対策室長

特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金の交付に当たっては、2町から交付申請手続をしてもらうこととなっている。その中で基金で実施する事業の計画書を提出することになっており、現在2町と個々の事業の内容、事業費、財源等について協議をしている。あわせて配当割合についても協議を進めている。

橋本徹委員

富岡町、楢葉町からは、なかなか決まらないのももう少し県で主導してほしいと聞いている。

自分としては100億円という大金をただ交付するのではなく、両町の間をしっかりと取り持つてほしいと思い質問した。そのあたりの見解を聞く。

次長（環境保全担当）

この交付金は、特定廃棄物埋立処分場の立地2町の地域振興のために県として交付するものである。地元が主体性を持った今後の地域振興を行うために措置する交付金であり、そのために自由度が高い交付金として考えている。よって交付に当たってはよく地元の話聞き、地域の現状をよく認識して、交付準備を進めていくことが必要である。

富岡町では避難指示の解除、楢葉町でも地元調整等の事情があり、今も調整が続いているが、できる限り両町の今後の地域振興に役立つよう県として交付に向けて調整を進めていきたい。

橋本徹委員

両町にとっては少しでも多くもらいたいのが本音だと思うが、その間を取り持つてもらえれば大変ありがたい。新年度でもよろしく願う。

神山悦子委員

除染と中間貯蔵施設それぞれについて、県が受けた交付金の総額はわかるか。

除染対策課長

市町村除染を実施するための国からの補助金は内閣府からのものと環境省からのものがある。トータルでは平成28年度の見込みとして概算で1.4兆円受け入れている。計算するので少し時間をもらいたい。

山田平四郎委員長

時間が必要であれば、中間貯蔵施設について先に回答願う。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設に関する国からの交付金は、県に中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金が650億円ほど交付されており、これについては基金を造成している。管理は企画調整部が行っているので詳細は承知していない。

除染対策課長

除染関係では受け入れが1.3兆円ほどであり、執行は市町村除染と県有地除染を合わせて1兆2,900億円程度である。

神山悦子委員

委員長、今の答弁資料をもらってもよいか。

山田平四郎委員長

今の数字の資料を提出願う。

神山悦子委員

なぜ確かめたかという、去年12月20日の東電改革提言で全体11兆円の中で除染が2.5兆円、中間貯蔵で1.1兆円となる、中間貯蔵施設と除染を合わせるとこの倍くらいの6兆円になるという試算が出ている。

どこでそのくらいかかるのか。これからは山林除染もため池もやらない。そういうことがあるのかと思ったので確かめたかった。

除染対策課長

今説明したのは、市町村除染及び県有施設除染にかかる経費である。このほかに国の直接発注している国直轄の除染がある。その経費は国からの情報では、平成28年度の予算額どおりに執行したと仮定すると、大体1.3兆円である。

そうすると国直轄除染が概算で1.3兆円、市町村、県除染合わせて概算で1.3兆円であるので除染は2.6兆円の経費がかかる見込みである。

古市三久委員

橋本委員から質問があった100億円の話である。

先ほどの説明では、どういう根拠で配分するかがよくわからない。これは例えば要綱等をつくって配分することにはならないのか。県のさじ加減で決めるのか。

例えば、檜葉町と富岡町のいろいろな条件の中で、要件を幾つか当てはめて、富岡町は何億円、檜葉町は何億円といった要綱や基準をつくって配分するべきなのではないか。そうでなければ県の裁量権でやってしまうことになりかねない。

次長（環境保全担当）

県の公金としての交付金の支出なので交付要綱を定めて支出する。今回の交付金は基金造成事業を予定しているが、基

金を造成してどういった事業をやるかという計画が市町村から提出された上で、交付する手続を踏むものになっている。

先ほどは両町の事情を踏まえた調整といった説明をしたが、それはまさに今後両町がどういった地域振興策にこの交付金を基金化して使っていくかについて、いろいろと調整をしているという意味である。今後も鋭意取り組んでいきたい。

古市三久委員

地球温暖化対策推進計画の改定でLED等省エネ設備について聞く。

これは県有施設のLED化をこれから行っていくとの理解でよいか。また、何年計画でどのように行っていくのか。計画はこれからつくるのか。

環境共生課長

地球温暖化対策推進計画のLED等省エネ設備については、LED化を全県的に推進する施策である。特に今後温室効果ガスを減らすために、家庭の何を減らすかを見ると、一番はやはり住宅設備関係である。次はいわゆる次世代自動車等の導入である。もちろん県有施設でもLED化を各種計画に基づいて推進するが、県全体としてもLED化を進めたいと考えており、今年度から事業所と市町村立学校を対象に、LED化の補助事業を始めた。こういったものをさらに推進していきたい。

除染対策課長

先ほど国からの補助金の受け入れを1.3兆円と述べたが、平成28年度末までで正確には1.4兆円になる。

吉田栄光委員

先ほど橋本委員、古市委員から話があったことについて幾つか質問する。まずは特定廃棄物の搬入に関しての100億円についてである。

これは基本的に、受け入れに当たる輸送、そして2町に対して、今後想定される中での事業の財政需要の積み上げで配分されると私は思っている。

これは慌てることなく2町の考え方をしっかり聞いて執行してもらいたい。双葉郡であればこの2町以外の6町村もある。そして県内にはそれ以外の団体もある。これは税金なので誤解のないようにしてほしい。地域住民にも不安や迷惑をかけるので、自由度の高い金を交付するということである。

2町の方がそういう話もするが、基本的には想定される財政需要の積み上げで、100億円を2町で分担するべきと思っているのでこれは誤解のないようにしてほしい。最後に答弁してもらったが明確な話であった。輸送がまだ開始されていないし、国でさまざまな調整がされていると思う。これらも含めてこの交付金の執行に当たっては、慎重にやるべきだと思うのでよろしく願う。答弁は結構である。

もう一つは中間貯蔵施設である。部長の説明にもあったが、中間貯蔵の土地について理解を得て、数字がどんどん上がってきていると私は評価している。

面的除染についても本年度に市町村除染が進んだ。国直轄であれば富岡町、浪江町等で解除を含めた考え方で進めていると思うが、そろそろ国の中間貯蔵の土地収用を含めて、施設整備についても、並行して行っていかなければならない。輸送の段階になっている。

我々も昨年、学校の校庭から運ぶべきだと進言した。急遽だったので市町村には迷惑をかけた。輸送計画をつくってもらって搬出という工程だったと思う。

当初及び整理予算でも市町村除染の繰り越しが出ているが、さまざまな諸条件の整理の中で、市町村の団体が懸命に行っても執行できなかった部分が少しはあると思う。そういったものを平成29年度には少なくして、あるいは前に進め

ていく方法も大事だと思う。

何が聞きたいかという、輸送に関して私も国とさまざまな議員活動をするが、生活環境部でも輸送する団体から道路整備を頼まれると思う。国の環境省の道路整備について団体から要望する、ただ道路整備は国土交通省である。県でいえば土木部である。ただ生活環境部のさまざまな会議の中でもそういった話が出るはずである。

生活環境部の輸送にかかわる道路整備について、県が整備を所管する県道もあるはずなのであえて質問する。生活環境部は、土木部とどのような調整をして対応しているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

輸送に関しての道路整備の関係である。委員指摘のとおり早期搬出に向けて市町村等と調整を進めている。輸送に当たっては道路整備が大変重要になってくる。それについては県の土木部と連携を図って定期的に調整を進めている。その上で輸送に必要な道路整備について進めていく方針である。

吉田栄光委員

そういった話は十分わかる。私が言っているのは財源である。

正確に県道を直してくれという方々が、町に行って町の議員との懇談会をする、そういったところで、県道をあれほど早く直せと言っているのに直してくれないではないかとの話をよく聞く。職員もそのような話を聞くはずである。財源がないのである。生活環境部ではどうか。

室長が述べたとおり、しっかり計画をつくって進めていくことは十分わかるが、もう中間貯蔵施設の土地の使用が進んでいく。

部長説明で輸送についても今後進めていかなければいけないとあったが、その財源がない生活環境部が、そういう調整を土木部とどうやって行っていくのかである。避難地域復興局もあるので縦割りではないが、今まで以上に「こういう形で道路整備については進めていきます」くらいの答弁がないと誰もびんと来ない。

南相馬市もそうかもしれないが、まだ運んでもいないのに県内各地でこの道路は壊れるかもしれないと皆心配してくれている。

そういった考え方によって生活環境部が一緒になって県道の整備を目指していくのであれば、国や土木部に対してしっかり述べるように話を決めておかなければならないのではないかと。再度考え方を聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

財源については、現在環境省と協議を進めている。環境省には県としても一体となって事業を進めるように申し入れていて、これは土木部からも同じように申し入れている。委員からあった復興庁も含めて、調整できるところとは今後もそういう調整を進めていきたい。

生活環境部長

吉田委員から指摘があったとおりである。さきに中間貯蔵施設については一定の進捗が見られてきたと説明した。今度は中間貯蔵施設に、県内の住民の間近に置いてあるフレコンバッグを1日も早く運び込まなければならない。そのためには輸送に係るトラックの台数が飛躍的にふえてくる。

それに対してきちんと対応する体制をとらなくてはならず、土木部に入ってもらって検討組織を立ち上げ、国とも調整している。

その中で課題になるものを今度はスピード感を持って解決していかなくてはならない。先に進めるためにはどうしたらよいかという部分で、課題意識をしっかりと持って、財源の確保を含めて早急に課題を洗い出していく。地元の市町村の

不安に応えられるように、生活環境部としても全力で取り組んでいきたい。

部参事兼生活環境総務課長

先ほど古市委員からあった超過勤務の状況について述べる。

月100時間を超える職員がいるかとの質問だったが、4～1月の平均で100時間を超える職員はいない。

1カ月単位で見て100時間を超える職員が3人いるが、それが2～3カ月続くというよりは、年度初めなどの時期に限って100時間を超えてしまったということである。

(3月10日(金) 企画調整部)

高野光二委員

企画の3ページ、避難者支援費、説明欄1のふるさとふくしま情報誌提供事業についてである。これは本県の現状について県民に情報提供する内容と理解しているが、先般地元に戻ったときに、住民から南相馬市や双葉郡の地域への発送に、非常に時間がかかっているように見受けられるとの話を聞いた。

その住民が役所に問い合わせたところ、宮城県の業者から発送されるのでおくれるとの返事があったそうである。住民からの話であるので正確にはわからないが、そういった話があった。

情報誌は、県が発送する期日が決まったら速やかに発送することが必要ではないか。また、なぜ宮城県から発送するのも聞かれたがそういう現実があるのか。県内一円について、この事業にかかわる発送方法と、発送を速やかに行っているかを聞きたい。

避難者支援課長

企画3ページの情報提供事業であるが、概略を述べる。全国の避難世帯に通常月1回、原発避難者特例法のいわゆる12市町村は月2回のところもあるが、広報紙等を封入して送付している。大まかなスケジュールであるが、毎月20日ぐらいまでに提供できる資料について収集をする。先ほど話も出たが、落札業者が仙台市の業者なので作業が仙台市で行われており、そこに資料を一旦集約して各世帯、市町村別に封入作業を行っている。そして月初めから発送している。

しかし聞くところでは、郵送してはいるが、実際に到着するまでに遅くて2週間ぐらい時間がかかってしまうとのことであり、結果的には次の月の中旬に到着する世帯もあると聞いている。我々としては、市町村の資料の封入作業等も間に挟んでいるのでなるべく効率化しておくれないうように、月初めの発送に十分気を配っているつもりである。あとは郵送事情になってしまうので、そこはいたし方ない面もある。

高野光二委員

入札の関係でそういう形になっていると考えていた。情報誌の提供が2週間ぐらいおこなわれていると住民から聞いていたが別なところにはもう少し早く届いているとのことである。恐らく業者が宮城県からその区域に発送するのが2週間おこなわれているということであると思う。宮城県の業者が県内中に発送しているのか。その住民は浜通り、相馬郡と双葉郡のエリアとの表現をしていたが、そのあたりはどうなっているか。

避難者支援課長

発送業務についても同じ業者が全て行っている。先ほど述べたタイムラグの原因については、確認をしないと正確なところは言えない。しかし期日に関しては、毎月そういうルーチンで行っているのだから、県を初め市町村もその期間におくれないように情報を早目に出すことを心がけている。

高野光二委員

了解はしないが状況はわかった。ただ情報誌の発送についてはやはり速やかに願う。早目に情報を送るのは大原則である。ぜひスピーディーにこれからの業務を行ってほしい。さまざまな条件があったとしても、入札は入札で金額の問題になる。ただこういう意向だときちんと業者にも伝えていくべきだと思う。

企画の6ページ、電源地域振興費、説明欄2、Jヴィレッジ復興再整備事業である。31億円余りの事業費があるが、以前の説明で地域創生事業と合わせた企業版ふるさと納税の基金を生かして、一部をここに充当しているとの説明があったと記憶している。そのあたりの内容を詳しく聞く。

エネルギー課長

Jヴィレッジの復興再整備事業に係る企業版ふるさと納税の適用であるが、これは内閣府の制度である。内閣府の認定を受けた地方創生に係る事業は、例えば県外企業であれば、Jヴィレッジに寄附をした場合、通常寄附金額の3割程度が控除される場所、この企業版ふるさと納税が適用されることにより、その倍である約6割で法人税等の軽減措置が行える制度である。

高野光二委員

このふるさと納税はよい制度だと思っている。本県を応援してくれるプロジェクトを県外の企業からもらって、予算として充当できるとのことであるので、大いに活用すべきである。従来の3割から倍の6割まで税にカウントできるとのことなので、応援したい企業にとってもプラスの材料になるのではないか。

この再整備費の全体、31億円余りを一つの企業が行うとは思っていないが、この事業費で国が認定を受けた企業からどのくらいもらっているかも含めて、もう少し説明願う。

エネルギー課長

Jヴィレッジ再整備事業のうち、全天候型サッカー練習場の整備費である約22億円のうち7億円を全国からの寄附金によって賄う計画であり、その7億円を上限に全国からこの企業版ふるさと納税の適用を受けられることになっている。

これは事業そのものが企業版ふるさと納税の対象になっているので、県外企業であればどういった企業であっても、法人への軽減措置を受けられるものである。

高野光二委員

そのあたりの部分で少しわからないので聞く。再整備事業について資料に31億円余りと書かれているが実際の整備は22億円であり、その中の7億円を今回の企業版ふるさと納税でもらう形である。そうすると、例えば事業費の何割しかふるさと納税で使ってはならない縛りも実際にあるのか。

また7億円の寄附について、1社からであれば1社で結構だが、大体何社ぐらいからもらうのか。

エネルギー課長

これは7億円が上限となっている。企業からの上限額は総額7億円となっているが1社当たり幾らという限度はない。現在26件程度の申し込みをもらっている。

高野光二委員

上限がある中でそれを目いっぱい財源としてもらえることは非常によい。例えば今回はJヴィレッジなので、そういう

意味ではこういう事業を大いに活用すべきだと思う。一般的事項でも政策的なことについて議論するが、今後ともさらに努力してほしい。今回はこれで理解する。

企画の7ページ、説明欄7の定住・二地域居住推進事業費で、4,000万円余りが計上されている。積極的に本県に移り住んでもらう、次の住居として構えてもらうことについては、知事の方針にもある。私はやはり積極的に被災地からいろいろな形で情報発信する、安全を確認する意味で住んでもらうことは非常に大事な部分だと思っている。

新年度この予算に見合う実績の目標、あるいは、今年度の実績と新年度の取り組みについて、予算に反映している中身を説明願う。

地域振興課長

定住・二地域居住推進事業についてだが、これは平成27年度からモデル事業として実施している。事業としては来年度は3つある。1つ目は推進モデル事業で、これはF I T地域や過疎中山間地域において、仕事と住居をパッケージ化して、移住希望者の受け入れ環境整備のモデルケースを創出するものである。

F I T地域においては、天栄村をモデル地域として、27年度からモニターツアーやお試し住宅の体験を行っているのに加えて、28年度からは、仕事と住居をセットにした受け入れ環境の整備を行っている。仕事としては農業や農産物の6次産業化を目指しており、住居としては空き家バンクや相談体制の整備を行っている。なお、28年度中に2世帯8名の移住が決定している。

過疎中山間地域においては、金山町で市町村の出資団体が移住者を雇用するために新規企業の初期投資をする場合に補助する制度であり、これも28年度からの事業であるが1名1世帯の移住が決定している。

2つ目は福島チャレンジ支援事業である。これは本県への移住希望者、チャレンジ希望者を支援する仕組みとして、各種割引制度が受けられるチャレンジパスポートを交付するものである。

3つ目は29年度新規事業である。「福島に来て頑張る地域応援事業」ということで定住・二地域居住の促進に向けて、頑張っている集落等を応援するとともに、移住者受け入れ団体となる地域の中間支援組織の整備拡充を図るものである。そのためにセミナーやモニターの開催、就業や求職の情報収集、空き家バンクや相談体制の整備、移住お試し住宅の体験など、移住者受け入れの取り組みを行う場合にNPO法人等に補助する制度である。スタートアップとして、どれか一つを実施する場合には50万円まで、あわせて実施する場合は150万円までの補助を考えている。

高野光二委員

実際の実績では件数が多くないので、このぐらいの予算かと思っているが、移り住んでもらう場合には、もう少し手厚いほうがよいと正直思っていた。報告をもらったこの実績の中で、今年度の目標や拡大する部分での中身はほぼ了解した。

だんだん人口が減っていく状況で少しでも本県に住んでもらうような魅力を回復する意味では、こういう活動は大変重要だと思っているので、今後ともひとつ努力を重ねてほしい。

小林昭一委員

関連して聞く。部長説明の2ページである。

二地域居住をさらに推進していくとのことであるが、現在各市町村で議会が開催されており、特に会津の町村、金山町、三島町を初めとして先駆的な取り組みをしているところもあるようである。

私の地元を見てみると、新年度新規に、空き家を活用した事業を行いたいとの話を聞いている。テーマ別のセミナーや全県規模の定住相談会を開催する、知ってもらうための企画づくり、各市町村や関係団体等との連携を一層深めるとのことであるが、どのような予算があるのか。先ほど項目で1つ出たが、その下にあれば説明願う。

地域振興課長

先ほどの高野委員の質問に答えたのは、平成27年度から当課で行っている事業である。そのほかに、部長説明要旨にあった観光交流局から移管される定住・二地域居住の業務については、企画の8ページにある。地域居住推進費の1番と2番、ふくしま交流拡大プロジェクトと「福島に来て。交流・移住推進事業」である。

ふくしま交流拡大プロジェクトは、ふくしま大交流フェアを実施する予算である。オール福島、オール県庁で東京において福島の現況を総合的にアピールするイベントを実施するものである。これは風評・風化施策の発信ツールともなっている。

2番目の「福島に来て。交流・移住推進事業」は、6つの事業で構成されている。まず1つ目の移住者による情報発信事業は、移住者の生の声をウェブやフリーマガジンなどのさまざまな媒体で発信することで魅力的な移住先として福島を知るきっかけをつくるものである。こういった事業を行って移住者によるコミュニティーを形成し、ネットワークづくりを行うとともに、新たな移住者受け入れの母体となることも目指していきたい。

2つ目は福島ヒトコト出会い創出事業である。これは移住先として福島を理解するきっかけをつくるために、伝統工芸などテーマ別のセミナーや、交流会を開催する事業である。また幅広い年代にアピールするために、市町村やNPO法人と連携した全県規模の移住相談会を開催していきたい。

3つ目は移住受け入れ体制づくり事業である。これは拡充になるが、引き続き都内に移住・就職のワンストップ窓口を設置するとともに、福島に魅力を感じている方々などと積極的に接点を持つための、営業スタッフとなる移住推進員をミッドテに配置する。また、県内7方部の振興局内に地域の案内や市町村等との連携、連絡調整を行う移住コーディネーターを配置し、受け入れ態勢を強化していきたい。さらに、移住希望者の具体的な相談や仕事、住まい探し等の現地訪問を支援するために、福島への交通費の片道分を補助したいと考えている。

次に4つ目の福島Uターン実態調査事業である。移住者数やその実態を集計調査分析して、移住関連施策の基礎資料として活用していく。

さらに、5つ目、6つ目としてこれは継続になるが、福島を応援してもらふくしまファンクラブ事業などを継続実施していく。

小林昭一委員

今聞いた6つの事業を執行するようだが、これは全て各市町村との連携が大切である。二地域居住、定住は過疎中山間地域にあっては、切実な問題と捉えて事業として大きくする方向に向かっているので、しっかりと市町村の声を聞くことにも重点を置いてほしい。

神山悦子委員

企画の9ページ、再生可能エネルギー関係である。先ほど説明があった1番のチャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業に入るのかと思ったが、家庭の再生可能エネルギー推進について、補助単価はこれまでと同じなのか。

補助金額もわかった上で、どれくらいの普及を目指す予算を組んだのか。

エネルギー課長

チャレンジ福島再生可能エネルギー普及拡大事業で、委員から指摘があったのは住宅用太陽光発電の補助であると思うが、これは今年度と同様に1kW当たり4万円、上限4kWまで、16万円までの補助を継続することとしている。今年度と同様に4,000件を基本目標としている。

神山悦子委員

太陽光はそれで進むかどうか分からないが、その他の再生可能エネルギーも小水力等いろいろあると思うが余り見えてこない。新年度はそのあたりをどう進めていくのか。資料ではどこの項目でやるのか。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの発電設備の導入は、同じくこのチャレンジ福島再生可能エネルギー普及拡大事業の小事業の一つである。

具体的には地域参入型再エネ導入支援事業として、地元企業による再生可能エネルギー導入の事業可能性調査と設備導入に係る補助を行うものである。継続事業だが、今年度までいろいろな事業可能性調査等で案件を組成してきて、いよいよ来年度に設備導入に移行するものも幾つか出てきている。そういったものをしっかり支援していくことで、来年度着実に導入が進むよう取り組んでいきたい。

神山悦子委員

引き続きどんどん進めてもらって、さらに次年度にもつながるように目指してほしい。

5番の水素エネルギー普及拡大事業では1億1,500万円の予算をとっている。中身について水素ステーションを設けるなどの説明が少しあったが、もう少し具体的などころがわかるのであれば示してほしい。

エネルギー課長

水素エネルギー普及拡大事業は1億1,500万円を計上している。

内容は3つあり、1つ目は商用水素ステーションの導入に対する補助である。これは4分の1補助で上限額は1億円である。

2つ目は、燃料電池自動車、水素自動車の導入に対する補助であり、これは1台当たり100万円となる。それを5台分計上している。

3つ目は、県としても積極的に水素自動車を公用車に導入していくための必要経費である。

神山悦子委員

自動車はわかったが、水素ステーションに係るものはどれか。

エネルギー課長

水素エネルギー普及拡大事業の中の約1億円である。

神山悦子委員

私は水素エネルギーそのものについては、まだまだ技術的にも未熟なので相当な予算をかけなければ開発は大変だと思っている。だからむしろ再生可能エネルギーに力を入れてほしい。

企画10、11ページの情報化推進関連のうちのマイナンバー関係は3番だと思うが、新年度はこれで何をどこまでやるのか。内容的にはどういうものを目指しているのか。

部参事兼情報政策課長

マイナンバー関係の新年度予算であるが、11ページの説明欄3、総合行政ネットワーク事業で9,121万3,000円となっている。この中にマイナンバー関係の中間サーバー及び統合宛名システムの運用管理などのために約1,400万円を計上している。

マイナンバー関係の情報連携は7月から開始されるが、そのためのシステム整備が既に済んでいる。それを実際に動かしていく運用経費が来年度の経費の主なものになる。今後そういったシステムの運用テスト等を進めながら、7月に向けて準備を進めている。

神山悦子委員

それは庁内だけではなく、県内の市町村等も入るのか。このネットワークの範囲を示してほしい。

部参事兼情報政策課長

国及び地方公共団体等を結ぶネットワークは既に整備されている。

それを使っての情報連携ということで、関係機関で情報がやりとりされる。

神山悦子委員

マイナンバーにはセキュリティーの問題がまだまだいろいろと指摘されている。これとは別になるかもしれないが、進める際に対策を同時に行っていくことが必要だと思っている。このあたりはぜひ監視してもらいたい。私は余り進めたくはないが、やるのであればそこを担保できるように願う。

企画の14ページの災害救助費関係で、災害見舞金が4億3,200万円とある。これは19ページの元金もかかわると思うのであわせて説明願う。いわゆる災害弔慰金の中身だと思うが、これくらいの予算は毎年同じなのか。本県は悲しいことにずっと災害関連死が3県の中でも一番多いが、こういうところから出ているのかと思ったので中身を聞く。

避難者支援課長

14ページの救助費の2番、災害見舞金の交付分の4億3,238万8,000円の内訳である。まずこれは、災害弔慰金の支給分、災害障害見舞金の支給分及び災害援護資金の貸付分の3種類ある。まず災害弔慰金は2億9,250万円、災害障害見舞金の支給は1,218万8,000円、災害援護資金の貸し付けは1億2,770万円で計上している。

19ページの災害援護資金貸付金償還との関係であるが、今の3つのうちの一つに援護資金の貸し付けがあり、将来的に本人から市町村を通して一定年度経過後に償還してもらうものになる。そもそも貸し付けであるので年度がずれる。平成29年度については、28年度に本人から市町村を経由して県に償還されたものを、国に償還する財源と支出するための予算として計上している。

神山悦子委員

何人分かわかるか。

避難者支援課長

償還のほうか貸し付けのほうか。

神山悦子委員

両方である。

避難者支援課長

災害援護資金の貸し付けは平成29年度は55件、先ほど述べた1億2,770万円で計上している。少々お待ち願う。

神山悦子委員

私も詳しくは知らなかったので質問した。大体この人数が例年の通常ベースなのか。それとも個々の災害なので東日本大震災以外の分も含まれているのか。

そのあたりで人数的な傾向がわかっているならば、後でも構わないが知らせてほしい。

避難者支援課長

我々が計上しているのは東日本大震災関連である。

また、傾向については、申しわけないが確認する。

高野光二委員

神山委員の質問であった災害弔慰金について再度聞きたい。災害見舞金交付の内訳は弔慰金と見舞金と災害援護資金貸付金とのことであった。

正確な金額は後で教えてほしいが、私のメモでは災害援護支援貸付金が1億2,770万円となっている。我々も東日本大震災とそれに伴う原発からの避難時に着のみ着のままだったので支援金は大変助かった。私も避難所を回ったときにいろいろな方に「こういう制度がありますよ。ぜひ活用してください。」という話をさせてもらった。

ただ結果として、これはあくまでももらうものではなく返さなければならない金である。阪神・淡路大震災のときも、この金を支給したところ被災した方々が大変助かったと聞いているが、返済義務を最終的には履行しなかった方もいる。できなかったという表現は大変失礼だが、なかなかそこまで自分の生活の維持のために回らなかったで、返さなかった。返せなかったという表現が正しいのかもしれないが、そういう状況がかなりの数字であったと聞いている。

自治体を経由して県から国に返すとの説明だったが、そのあたりの実態をどう捉えているのか。現場の状況はどういう数字になっているのか。

避難者支援課長

まずは金額である。3種類あるが、災害弔慰金が2億9,250万円、災害障害見舞金が1,218万8,000円、災害援護資金の貸し付けが1億2,770万円であり、合わせて4億3,238万8,000円である。

先ほどの話であるが、現場ではなかなか返すのが困難だとの声があると聞いている。しかし基本的には市町村に本人としっかり話をしてもらい、償還に結びつけてもらう作業をしている。

さきに質問があった貸付金の実績は、平成23年度が1,967件、24年度が807件、25年度が224件、26年度が75件、27年度が39件、28年度は18件と減少傾向になっている。28年度までのトータルは3,130件である。

高野光二委員

支援金としての貸付金であるため償還してもらうのが筋だと思うが、生活の実態にあっては大変な状況が発生することも想定できる。これはいわゆる援助費であるので、その性格から言って貸し付けという形をとっていても、被災者を救う面も最終的にはあると思っている。償還が大変であるとの意見があるという答弁をもらったが、どこかの機会でどういった状況かを県としてもきちんと把握しておくべきである。

生活に困窮している実態があるとしたら、場合によっては県から国に対応を求める必要があるのではないか。それが減免措置等に結びつかはわからないが、実態にあった対応も必要であると思う。そのあたりの意見を聞く。

避難者支援課長

災害援護資金はあくまでも災害対応であるので、基本的には一時的な対策で、償還がどうかより、その後の通常の施策

で何とか生活を立て直してもらった後、方策を考えることが必要であると思う。いずれにしても市町村ともよく相談したい。

高野光二委員

政策的なものもあるのでこの援助費について、あとは一般的事項で質問する。

企画の8ページ、説明11番である。地域密着型プロスポーツ応援事業で4,100万円の事業費がある。いろいろな競技でプロスポーツができて、それを応援する形ができていくのはよい方向だと思う。

私も全てのプロスポーツをわかっているわけではないが、バスケットの福島ファイアーボンズ、サッカーの福島ユナイテッド、野球の福島ホープスがあったと思う。どのチームにどのぐらいの支援をしているのか。

地域政策課長

地域密着型プロスポーツ応援事業は、委員から話があったようにサッカーは福島ユナイテッド、バスケットボールは福島ファイアーボンズ、野球は福島ホープスと3つのチームを支援している。

予算の中身であるが、それぞれのチームに4つの事業を充てている。1つ目は、サポーターティングマッチとして、ホームの試合を冠試合という形で県が支援している。サッカーと野球は1年間に2試合、バスケットボールは1回につき2試合行うので合計4試合を支援している。

2つ目は福島の元気発信事業である。各チームは県内だけでなく県外でも試合をする。県外の試合の際に福島情報を発信してもらうため、各チラシの配布等を行ってもらっている。

3つ目は子供の夢育成事業である。各スポーツ教室を県内各地で開催する事業をそれぞれ行ってもらっている。

4つ目は、あづま総合運動公園の県有施設を利用する際に、プロ料金ではなく、アマチュア料金に抑えるため、プロとアマチュア料金の差額を補助金として支出している。この4つの事業の内容を3つのチームに支援している。

各事業の予算について細かくはなるが、まずは福島ユナイテッド、サッカーのサポーターティングマッチの関係だと432万8,000円である。

高野光二委員

チームごとに別々でなくても、大体全体としてこれぐらいであるというものでよい。

地域政策課長

今積算可能であるが、後ほど回答したい。

山田平四郎委員長

まとまった段階で示してほしい。

橋本徹委員

企画の3ページ、避難者支援費の4と6である。以前にももらった資料を見ると、共通する項目が多いと思う。ここを分けた理由であるが、6番が今回仮設住宅が終了する川内村と広野町で、4番はそれ以外という位置づけでよいのか。

避難者支援課長

6番の避難者住宅確保・移転サポート事業は、仮設住宅が終わって恒久的な住宅に移ることがなかなか難しい世帯が散見されるため、そのサポートである。新年度については今話があった広野町、川内村ではなく、檜葉町が仮設住宅の終了

を迎える年度であるので、主に檜葉町向けのサポートと考えている。ただ檜葉町に限ったわけではないので、再建したい方や困っている方がいれば対象にする。

4番は事業が3つある。まず1つ目が、現在行っている、避難指示区域以外の方々が平成29年3月で仮設住宅を終了する方向への引っ越し補助である。これは29年3月31日までに引っ越しを完了する方が対象ではあるが、一部支払いについて新年度に入って申請する方がいるので、その分を計上している。

2つ目は民間賃貸住宅家賃等補助事業である。これも同じく29年3月で仮設住宅が終了する方向に家賃の補助を実施することで、今もう既に取り組んでいるが、この29年度分について計上している。

3つ目は全く新しいことである。今般避難指示が解除された市町村が幾つか出てくる。予定見込みも含めてほぼ決まっている市町村があるので、避難元の市町村への帰還を後押しするため、避難元に帰る判断をした世帯に市町村が引っ越し補助をする場合に、そこに県として間接的に補助する事業を計上している。

この3つを合わせて14億円ほどである。

橋本徹委員

6番の事業は檜葉町向けのサポートとのことだったが、何世帯ぐらいを想定して予算を計上しているのか。

避難者支援課長

今回計上している分で、全体で800世帯ほどのサポートを考えている。そのうち600世帯程度が檜葉町からの避難世帯と想定している。それ以外にも先ほど述べたとおり、仮設の供与にかかわらず先行して移転したい方もいるので、そういった方も含めて合わせて800世帯である。

橋本徹委員

企画の15ページ、生涯学習推進費のアーカイブ拠点施設に関して聞く。

きょう配付された資料の事業活動の方針で1と3の収集保存展示プレゼンテーションとなっているが、せんだってできた環境創造センターの展示ブースとどのように差別化していくのか。

生涯学習課長

環境創造センターは放射線に関する理解を深める、また除染など環境の回復に関する取り組みとその状況を紹介する施設である。

一方アーカイブ拠点施設は、原子力災害がもたらしたさまざまな影響と人々の気持ちや行動、そこから復興に向かう姿を知ってもらうこと、事故の経験と教訓を発信することを行う予定である。

橋本徹委員

つくっていくことは大賛成であるが、博物館や公文書館の役割も持つのかと思った。そのあたりはどうなっていくのか。

生涯学習課長

いわゆる博物館法による博物館や、単なる公文書館を目指しているのではなく、両方の機能をしっかり果たしていくことを目指している。世界で初めての経験をしていることをきちんと伝えていくために、そういった枠にとらわれることなく、必要な活動をきちんと行っていきたい。

橋本徹委員

被災した市町村の資料を中心としていると思うが、連携を密にして充実した施設をつくるよう要望する。

企画の18ページ、スポーツ選手育成指導費の4番のふくしまチャレンジアスリート育成支援事業について聞く。先ほどの説明では発掘と育成に努めるとのことだった。自分の考えでは発掘というのは、中学生の成績がよかった時点で強化を始めるイメージがあるが、発掘、強化に努めるといふ強化の内容を聞く。

スポーツ課長

この事業は国体に出場できるような競技団体等に対して支援するものである。対象は競技団体であり、そこには中学生、高校生、成人まで含まれる。発掘も含めて事業として取り組んでいる。

地域政策課長

先ほどの高野委員の質問の関係で、プロスポーツチームへの支援の金額である。サッカーの福島ユナイテッドに対する支援は全部で1,550万円ほど、福島ホープスは1,450万円、福島ファイアーボンズは860万円である。その他として先ほどの地域密着型とは若干外れるが、アイスホッケーの東北フリーブレイズがアウエーの試合のときに情報発信を行ってらるので、220万円ほど支援をしている。

福島ファイアーボンズの額が少ないのは、県有施設であるあづま体育館での試合開催がないことが理由であり、ここで若干差が出ている。

神山悦子委員

企画1～2ページの原子力損害賠償対策費の関係で聞く。相談を行うとのことだが余りにも金額が少ない。新年度どういう体制で、どこに窓口を設けて、どういう支援をするのかももう一度お示し願う。

原子力損害対策課長

相談事業は原子力賠償被災者支援事業で行っており、この中で大きく3つの事業がある。毎週水曜日に当課で行っている窓口による法律相談と、県内7方部を対象に巡回法律相談を行っている。それから不動産鑑定士巡回相談事業として、同じように基本的に県内7方部を対象に行っている。来年度予算については、今年度の実績を踏まえながら予算を立てている。

神山悦子委員

県のほかに、もちろん東京電力やそれぞれの団体が行っていたりいろいろあると思うが、例えば県の商工会連合会などが行っているけど、まだ請求していない人が相当いることが改めてわかったので驚いた。県自身も相談活動を行う中でそういった人を拾えると思うが、事業者で言えば6割がまだ未請求とのことである。

6年たってもこういった状況であるので、例えば1回断られたり、あなたは該当しないのではないかとと言われてできないと思っていたが、よく考えたら賠償になるのではないかとという人もいるので、そういう意味ではまだまだ丁寧な対応が必要だと思う。県も窓口をもっと充実させる必要があり、周知徹底も必要である。市町村自身の賠償も進んでいない。そういうことも含めれば体制としてこれで十分かと私は逆に心配になった。このあたりもわかった上での対応なのか。

原子力損害対策課長

弁護士相談は例えば市町村が賠償請求する上で助言を行う等についても対象にしており、そこは市町村とよく相談しながら行っている。

また委員指摘のとおり、昨年商工会連合会でアンケートを行った。それを受けて、商工会連合会に対して県としてもこ

ういう巡回相談会を行っていることを各単独の商工会に周知してもらった。最近ではそういったPR、周知を受けて相談されるケースも出てきている。

神山悦子委員

7年目に入ってもまだまだ続くので、もっと強化が必要なら対応願う。今後ともよろしく願う。

11ページの避難地域復興費で1～3とそれぞれある。双葉郡の医療提供体制等復活支援事業がここに入っておりあとは交付金である。これはハード面の整備に計上していて、例えば保健福祉部関係の浜通りの施設整備に回っていくことになるのか。事業の流れについて聞く。

避難地域復興課長

まず事業の概要について説明する。1つ目は避難市町村の帰還に向けた環境整備支援である。マンパワー不足の状況にある避難市町村による帰還促進の取り組み等を支援するために、総務省の復興支援員制度がある。この復興支援員の報酬活動費は震災復興特別交付税で全額措置されるが、そういったものを活用して、必要な知見、人材を有する団体に委託して、避難指示が解除された区域にそれらの支援員を配置している。既に解除されている檜葉町、川内村及び南相馬市に活動拠点を置いて、現地、現場から、避難市町村の取り組みを支援する事業である。具体的な活動としては、市町村の復興計画の策定、事業実施のサポート、営農再開に向けた調整、モデルの策定がある。また、関係者が参集する意見交換会等の交流機会の設定、教育環境整備への支援と情報誌の発行などに取り組む事業であり、これらはソフト事業が中心になっている。

2つ目の事業は双葉郡医療提供体制等復活支援事業である。これは双葉地方広域市町村圏組合が実施する、双葉郡の医療体制の再生構築に向けた取り組みに対して、補助金、事務経費を交付するものであり、組合から双葉郡の医師会に委託して実施している。平成29年度の取り組みは2つある。1つ目が双葉郡立診療所の開設準備として、いわき市内の復興公営住宅、好間地区と勿来地区の2箇所にて29年度末までに開設する準備を進めている。先月末に組合が発表した、今月の12日に好間地区、来年の4月に勿来地区に開所する見通しが立った。もう一つは双葉郡内の診療の連携サポートとして双葉郡内で再開している医療機関や郡内で開業した医師等と連携して、双葉郡の医療体制に関する課題を抽出し、解決に向けた調整を行うこととしている。

3つ目は帰還環境整備交付金の基金積み立てである。ハード事業等が複数年度にわたって弾力的に執行が可能になるように、一部積み立てが認められており、今年度は全体で58事業、153億円を計上している。これはハード事業である。

神山悦子委員

2番目でわからないところがある。この事業で医師会に委託して行うのはわかるが、例えば、保健福祉部の地域医療課でも浜通りの医療体制について事業を行っていると思った。そのあたりの兼ね合い、連携はどうなるのか。

避難地域復興課長

保健福祉部が中心となって、双葉地方の医療提供体制検討会という大きな会議を行っているが、そこでは2次救急医療体制の整備、救急体制の整備を中心に議論している。この事業は双葉地方広域市町村圏組合の取り組みに対する補助になる。取り組みとしてはふたば復興診療所の開設、今年度取り組んだ双葉准看護学院の開校、再開の準備を行ってきた。

神山悦子委員

双葉准看護学園の開校場所はどこを予定しているか。

避難地域復興課長

場所は南相馬市原町区である。県のテクノアカデミー浜の東側になる。そこに仮設の校舎を建てて、4月から開校の予定である。

(3月13日 (月) 企画調整部)

橋本徹委員

チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業が9億7,130万円であり、前年度と比べると500万円ほど減額になっている。減額の理由は何か。

エネルギー課長

これまで普及啓発のための人材育成事業として県からの委託事業を計上していたが、事業に一定程度の成果が見られた。この委託事業を実施しなくても、一定程度は県内で普及啓発ができる人材が育ってきたため今年度をもって終了した。これが主な減額の原因である。

橋本徹委員

その人材育成に係る委託とはどういうものか。

エネルギー課長

これは普及啓発のリーダー人材・実務者の育成事業として、県で公募の結果(一社)あすびと福島を委託先としていた。この法人は南相馬市で再エネの施設を活用し、子供たちや一般向けの施設の見学、それに伴ういろいろな環境学習の活動をしている。あすびと福島は子供たちに教えるため、キッズニア東京と連携して育成プログラムを行っている。ほかの再エネ施設、例えば福島発電(株)などにも情報提供してもらっており、同じようなプログラムで普及啓発活動が一定程度できるようになったことから本年度をもって終了する。

橋本徹委員

チャレンジ福島再生可能エネルギー普及拡大事業に計上されている、阿武隈や沿岸部の送電線を引く事業の調査に係る経費は、そのまましっかり継続されていることでよいか。

エネルギー課長

阿武隈や沿岸部における送電線の調査事業は今年度調査事業の補助が採択された。来年度は設備と購入に係る新しい補助制度を導入した。これについては別の補助金の項目になる。事業名は再生可能エネルギー復興支援事業となり、これは国から来年度に25億円の財政措置を受けて県で執行する予定である。

橋本徹委員

歳入の再エネ導入促進のための支援事業費補助金が、それに該当するのか。

エネルギー課長

再エネ導入促進のための支援事業費補助金が10分の10で25億円と計上されているが、これが国から県に補助される。

神山悦子委員

避難者の状況を聞く。

これまで本会議でも質問してきたが、自主避難者、県外の自主避難者も含めていよいよ3月末で住宅供与を打ち切る。どうしても決められない人や、まだ訪問していない人などを直近の数字で改めて示してほしい。

生活拠点課長

3月末で自主避難者に対する応急仮設住宅の供与が終了する。2月末現在の数字では全体の1万2,239世帯のうち、95.4%に当たる1万1,670世帯は4月以降の住まいの確定を見込んでいる。未確定の世帯は全体の1.9%に当たる231世帯であり、訪問していない世帯は全体の2.2%に当たる269世帯である。

あと半月ほどになるが、まだ決めていない方については、我々が引き続き丁寧に対応していきたい。

神山悦子委員

数字の上ではそのとおりである。2月の半ばころの数字では、未確定が250人と聞いていて、これが231人になった変化はあるし、会えない人の数も半分まではいかないがそのくらいは減ったことになる。しかしそれ自体、どこかに決めなくてはならないので丸をつけたというように、迫られてきている人も相当いると思うし、悩んでいる話もよく聞く。

県内、例えば、郡山市に避難している川内村の避難者からは、「結局4月以降は仮設住宅を壊してしまうので入れなくなると言われて、仕方がなくて丸をつけた。どうしようかと思ったが、自分の子供のところに行くか帰るしかない。でも帰っても1人しかいないし、真っ暗な中に帰るしかない。」といった話を聞く。このようにやむなくそう決めた人も少なからずいると聞いている。

4月以降にすぐプレハブを壊すのであればそれはそれで問題である。そうやって追い込んでいくのは本当に何だろうと思っている。

県、市町村が訪問したりしているいろいろな形で対応していると思うが、丁寧な対応と言いながら結局は3月31日の期日に合わせて追い込んでいるのではないか。この数字にあらわれないが、95.4%がもう決めたと見るべきではない。まずそこを指摘しておきたい。意見を聞く。

生活拠点課長

最終的に3月31日に向けて動いているが、いろいろな個別の事情がある方についてはその事情を聞きながら対応していく。3月31日が期限になっているが、そこを強制しているわけではなく、決まらない方については引き続きサポート事業なども使いながら丁寧に対応して、4月以降の住まいを決めてもらうように支援していきたい。

神山悦子委員

県外避難者からの話をもっと切実である。例えば母子避難者であるが、自主避難の打ち切りであるので、本当に精神的に追い込まれている方もいる。先を決めることができる人はよいが、どうしてよいかわからない人もいる。そして最後の3月末までずれ込んでいく人もいるので、そういう人への対応に期待していると伝えておく。

もう一つ質問する。昨夜のNHK県内ニュースで、避難者の数をどう見るかについての問題を扱っていた。数字的には約1万2,000世帯を訪問しているが、それ以外の人は何らかの形で生活を立てていて、もう避難者ではないと扱われているのではないかと指摘だった。これでよいのか。そのあたりを解明してほしい。どこを見てこの数を公表しているのか、県としてはどう考えるのか。

避難者支援課長

一部報道の避難者数の数え方の件である。実際にどう集計しているかは一義的には生活環境部が担当だが、我々は避難者支援という形で携わっているので回答する。

県内避難者の集計は災害救助法の考え方がベースにあるので、災害によって一時的な仮住まいを余儀なくされていると判断される仮設住宅、借り上げ住宅の入居者を対象としている。復興公営住宅への入居者、あるいは自宅を再建する方等については、一時的な避難状況からは脱却している。新たな生活を始めているのが救助法上の考え方なので集計には含まれてこなかったのが実態である。

そうはいつでも、完全に帰還したということでもなく、生活上の不安等がある方もいる。県、市町村としては当然のことながら、見守り活動や、県の復興公営住宅であればコミュニティー形成の支援を行う交流員の活動、支援団体への助成事業なども活用して、幅広くそういった悩み、不安等に応える支援を実施している。

先ほど一義的には生活環境部と述べたが、災害対策課だったので危機管理部であった。おわびして訂正する。

神山悦子委員

災害救助法の考え方で言えば危機管理部となるが、こちらの部署は生活拠点で、避難者にも大きくかかわっているところだと思ったので聞いた。その災害救助法から考えて、一義的な避難者数は全体で何人になるのか。

避難者支援課長

直近の公表の数字だと県内の避難者は3万9,608人である。これが先ほど述べた考え方に基づく最新の数字である。

神山悦子委員

県外はどう集計しているのか。

避難者支援課長

県外避難者は各受け入れ都道府県、受け入れ市町村の段階で全国的に復興庁の指示のもとで調査している。借り上げ住宅に入っている方は当然であるが、それ以外に全国避難者情報システムという総務省の登録システムがあり、そちらに登録している方、受け入れ市町村で何らかの形で把握した方々も含めて集計している。県内とは若干数え方が違う。

神山悦子委員

県外は何人になるのか。

避難者支援課長

2月13日の集計では県外は3万9,598人である。

神山悦子委員

この数字と先ほどの訪問活動している1万2,000世帯について、1万2,239世帯だけ残っていてしかもだんだん決めるように見えてしまう。それは誤解を生むと思うし、避難者全体が何人かをまず示して活動すべきである。確かに法に基づく数え方だとそうになってしまうが、本県の避難者がそれしかいないように受け取られるのは、少し違うのではないか。そのあたりの情報発信の仕方、県が避難者をどう見ているかになる。その数のつかみ方、公表の仕方はある程度わかるように慎重に扱うべきだと思うので、このあたりの考えを聞く。

避難者支援課長

さきに述べた数字については説明したそれぞれの集計の仕方集計しており、現在8万人弱である。さきに話があった仮設借り上げ住宅の1万2,000世帯については世帯と人数なので直接の関連ではないが、当然仮設住宅に入居している方々は統計に含まれている。統計では1万2,000世帯に対して2万6,000人程度となっている。

神山悦子委員

県内の災害救助法による分け方では復興公営住宅の入居者や、家を建てた人を県はどう扱っているのか。

県内で復興公営住宅に何人くらい入居しているのか。また家を建てたなど自分なりに再建した人は何人いるのか。概算でよいので示してほしい。

避難者支援課長

統計には含まれていない県内避難者の詳細なデータについては持ち合わせていない。確認しないと回答できるかも含めてわかりかねるが、県内については確かに避難の状態にある人もいる。その一方で県外と違うのは、県内の場合だと、通常の行政サービスを避難元市町村からも、避難先の市町村からも、それから県の出先機関も含めて、避難している先で受けられる状態にはなっていることである。そういった意味では支援をしっかりと届けられる状態になっていると認識している。

神山悦子委員

住民票をどこに置くかで何か変わるのか、あるいは変わらないのか。

避難者支援課長

東日本大震災での避難者は、住民票の所在にかかわらずサービスを受けているのが実態だと思っている。

特に避難指示がある13市町村については、原発避難者特例法によって、避難先である程度の行政サービスが法的に受けられるように手だてがとられているし、避難先に住民票を移転した場合でも、本人の届け出があれば、情報提供等のサービスが継続して受けられる仕組みになっている。

神山悦子委員

二重住民票という考え方もどこかで提案されている。原発避難という地震津波等の自然災害とは別の避難の形態が生まれているのが今の本県の実態だと思う。

これが一番実態もつかみにくいし、そして本人たちも決めかねているのが非常に悩ましく、つかみにくい現状につながっていると思う。そういう意味では原発避難者数のつかみ方、避難者をどう見るのか、支援がどうあるべきかは、今後も続く課題である。

さきに復興公営住宅の入居者、自宅を再建した人の数を答えられるかどうか分からないとのことだったが、概算でよいので、もし後で調べてわかるようだったら示してほしい。

家を建てる等、自分で再建した人は避難者ではなくなる数え方になるのか。

避難者支援課長

先ほどの実態については持ち帰る。

自宅を再建した方の取り扱いであるが、避難者支援の面から言えば、当然避難者として必要な支援をしたい。避難者かそうでないかと明言するのは、基準をどこに置くかもありなかなか難しい問題であるが、少なくとも支援の対象に位置づけていることははっきり述べておく。

神山悦子委員

そこは非常に大事なところである。例えば子供のいじめの問題があったりするので、自分は避難者だと公表したくない人もいるかもしれない。今後時間がさらにたてばそういった人もふえると思う。避難者だと公表したくないが、支援が必要である人を登録するなりして情報をずっとつかんでいく必要があると思うし、そうでなければ本当の支援にならない。県の立場として、避難者が自宅を再建しようが公営住宅に入ろうがきちんと支援するシステムがあればよいと思うし、きちんと今後も継続してほしい。

吉田栄光委員

関連で質問する。神山委員指摘の点はもつともである。

承知のとおり私も避難をしている1人である。自主避難者を含めて、避難指示が解除された地域の方々の状況は分けて考えざるを得ない状況である。

特例法の話もあったが、災害救助法の中でも考え方は違っていただけである。自主避難についても、3月末とする状況を我々もよしとした経過もある。

避難者数、避難状況について詳細にさまざまな形で検討して、今後協議していく必要もあると思われる。

何を言いたいかといえば、今の避難の中でさまざまな自主避難者がいる。解除になってまだ帰れない人たち、ふるさとに戻って家を建てて自立している人たちなどでも避難と称した形で、さまざまな状況をそれぞれの避難者は抱えている。

そこで何が今一番大事かという、自主避難者について3月31日のある意味で目途とした考え方にすれば、悪くともないでもらいたいが、本当に生活困窮している生活弱者にどれだけ対応するかである。

したがって、数も大事である。連絡がとれない人はまた特別であり、それは別の問題だが、残りの5%の自主避難者がまだ決まっていない。

生活困窮している方々を今の制度上で救済する仕組みもある。生活保護を申請する方がふえてきている報告もあるし、母子家庭についても制度がある。特例法の中でもある。今の制度の中で、本当に生活困窮している方々を救える仕組みについて周知することがまず大事である。

自主避難者も、基本的には今まで生活していたところから、原子力発電所の事故が要因で避難しているのでメンタルの問題もある。

夫と別れて東京に避難し、生活が困窮しているシングルマザーもおり、そういう人が体調を崩して生活保護について相談してきた。

本当に困っている人を救う策が必要であり、そういう人をまず守ることが一番大事である。

県外自主避難者にはそれぞれの自治体、県で制度が違っている状況もあり、そういった細かいこともまだまだ整理する必要があると思う。現実的にはまず生活に困っている方、病気を持っている方への対応である。川内村についてはデマンドを含めた高齢者の医療を含めたインフラ交通網を村として考えてほしい。

それぞれ状況が違うが、共通するのは、孤立した避難者、相談する相手もいなくて困窮している弱者をまず救うことと思うがどうか。

生活拠点課長

戸別訪問をしていく中で、自主避難者の中には生活が困窮している方もいることは承知している。それについては戸別訪問で丁寧に対応している。避難元の市町村、避難先の自治体、県に市町村と連携して生活保護等について福祉部門に必要なに応じてつないでいる。生活保護や医療機関等につないだケースも多々ある。残り半月ほどであるが、今後も避難元、避難先の自治体としっかりと連携して、個別に丁寧に対応し、そういった方がきちんと生活再建できる支援をしていきたい

い。

吉田栄光委員

我々は6年が過ぎた中で避難生活についてもさまざまな勉強をさせてもらっている。

あえてきょうこういう話を聞いたのは、我々が方向を決めて進んでいく中で、県民や避難する方々の今の状況で、今一番先にやらなければいけないこと、すぐやらなければいけないこと、1カ月後にやらなければいけないこと、予算もあるので議会でしっかりとした形で県で予算を組んで執行しなければいけないことがさまざまあるからである。

まずは3月末まで、避難している方々のうち困窮していたり、病気を持っている方をしっかりと県として受けとめてケアをしてほしい。

古市三久委員

避難者が何人かについて、きのうのテレビのニュースでも報道していたが、県が把握している人数と市町村が把握している人数に違いがあるのか。

避難者支援課長

繰り返になってしまうが、県内避難者数については先ほど述べた考え方で県は統計をとっている。一方で各市町村では、仮設借り上げ住宅に限らず避難している人の数字を確認していると聞いている。そこギャップがあるとの報道であったと思う。

古市三久委員

県と市町村で把握している人数が違うことが問題だと思っている。県は災害救助法に基づいて避難している人の数だけ把握しており、そうでない人については把握していないとのことであった。それは市町村で例えば公営住宅に入った人や自分で家をつくった人はもう範疇ではないので、県は把握していないのだと思う。原発被害の避難者を把握するのに果たしてそれでよいのか問われると思う。6年過ぎて、仮設住宅に入っている人もそうでない人もいるが、そういうこと自体が風化である。

県のスタンスが問題だと思う。みんな大変な状況で避難して生活しており、県の把握している人数と市町村が把握している人数が一緒で、県と市町村が一緒になって避難者を支援することが基本である。数が違ったら支援するのは不可能だと思う。家をつくったり、公営住宅に入った避難者は支援しなくてもよいことになりかねない。

やはり被災者という概念を統一して、それは何人なのかを県と市町村が把握していくことが必要だと思うがどうか。

避難者支援課長

私が述べた県の統計は、もともと災害対策本部の避難所から始まっているので、災害救助法に基づいて統計をとっている。

これについては、一定の指標としてあり得る数字と認識している。委員から指摘があった全体の把握については、現状では残念ながらそこまで詳細に把握できていないので、我々としても問題意識を持って検討する必要があると考えている。

古市三久委員

こういう問題についていつも丁寧という言葉が飛び交うが、本当にそう思うのであれば、やはり把握すべきである。

NHKが把握したので市町村に聞いて、市町村は何人なのか、そして県は何人なのか、その違いがどのくらいか。これを調べて直ちに委員会に報告してほしい。

避難者支援課長

考え方は先ほど述べたとおりなので、どう進められるかも含めて検討する。

古市三久委員

検討するのはよいが急いで把握してもらいたい。

県が把握している避難者数と市町村が把握している避難者数に違いがあったとのことであるが、受け入れ市町村には特別交付税が交付されている。特別交付税は避難者が生活する上で、受け入れ市町村にさまざまなことをしてもらわなければならないとのことで、1人4万数千円が国から交付されるものである。それは避難者数とどうリンクしているのか、それともリンクしていないのか。

避難者支援課長

受け入れ市町村で行政サービスを行ってもらうための財源的な措置として、1人当たり4万数千円、詳細の数字は今わからないが、交付されている。これは、先ほど述べた原発避難者特例法の名簿で管理をしており、それに基づいて交付額が算出されている。

古市三久委員

そういうところの減額はないとの理解でよいのか。それとも減額されるのか。

企画調整部長

原発特例法の加算措置についてである。国勢調査が実施されたが、国勢調査は住民票ではなく居住地主義なので、例えば大熊町や双葉町はゼロになっており、その分が実際にいわき市の国調人口に加算されている。そういう特例の行政需要だけではなく、通常の市民としての行政需要で加算されているので、実態としては4万数千円よりも多い形で、例えばいわき市あるいは福島市等に、普通交付税として算定されている。

古市三久委員

つまり特別交付税から普通交付税に変わったということか。

吉田委員から3月31日以降のいろいろな話が出たが、本来この子ども・被災者支援法という法律にのっとれば、そういう方々の支援も可能である。しかしながら、その法律が今、十分に機能しておらず、こうした問題が発生していると思っている。

3月31日以降に自主避難者が大変な状況に追い込まれることが想定される。したがって、県がそういう方々に本当に寄り添って支援していくのであれば、国に被災者支援法にのっとった制度をきちんと行うように申し入れをしたり、県が新たな支援策を検討していく必要があると思う。これをどこまでやるかはいろいろと議論があるが、本当に被災者に寄り添った支援が必要である。県として県民のそういう方々の生活再建についてきちんと対応していくのであれば、やはり自主避難者に対する制度や仕組みを改めて考えていく必要がある。3月31日までの残された期間でこれからいろいろ活動するが、その中で課題をしっかりと把握して、そういう問題も含めてぜひ検討してほしいがどうか。

避難者支援課長

我々も法律に基づいて支援されるべきと基本的には考えている。その意味では、確かに3月31日で仮設借り上げ住宅の供与終了という決定はしたが、支援法によって各受け入れ都道府県で、例えば公営住宅を活用した受け入れ策等を検討し

てもらっている。また県で新しい支援として、家賃補助の制度も導入している。こういった制度も活用し、受け入れ都道府県等の協力をしっかり得ながら、対策をしっかり進めていきたい。

古市三久委員

復興公営住宅が整備され、入居しているところが多く出てきている。先ほどコミュニティーの話も出たが、コミュニティーがどの程度復興公営住宅でつくられているのか、もしわかれば教えてもらいたい。

これは地域住民と非常に疎遠な関係であると聞く。例えば地域で防犯灯を設置する時に、復興公営住宅から全く金が来ないといったさまざまな問題が指摘されている。県がやるのか、避難元市町村がやるのかわからないが、そういうコミュニティーをしっかりとつくって、地域のコミュニティーとのトラブルが起きないようにしてもらいたい。そういった会議の開催、指導、支援等を行ってほしいがどうか。

生活拠点課長

復興公営住宅におけるコミュニティー形成であるが、現状では復興公営住宅40団地のうち、自治会組織ができているのが25団地である。また5つの団地が地元の町内会に加入している。

コミュニティーの考え方であるが、復興公営住宅については阪神・淡路大震災の反省もあったので、やはりコミュニティーのつくり方も大切である。まずは入居者同士で交流を図り、次にその団地住民と地域の方との交流を図っていくことで溶け込んでもらうため、コミュニティー形成事業としてコミュニティ交流員を配置し、交流会、イベントに出てもらっている。そこでコミュニティーをつくってもらって、最終的には居住者、入居者が自発的に参加するよう支援していきたい。コミュニティーづくりは、今後の復興、生活再建をしていく上で非常に重要だと思っているので、我々がしっかりと支援していきたい。

古市三久委員

これは急いで行ってほしい。周りの人にとっては大使館と同じような、治外法権のところがあるとの認識である。そうではなく、いろいろな金銭的な問題も含めて地域の方々と一体となれるようにしてもらいたい。市町村がやるのか、県がやるのかわからないが、そういうことをきちんとやらないと、いろいろな面でいざこざが発生する可能性が大きいと思う。

40団地のうちコミュニティーができているのは25団地で、そのうち町内会に入っているのは5つとのことであるが、これが実態だと思う。なるべく早く町内会等に入ってそういう金もきちんと支払い、いろいろとコミュニケーションをとれる状態をつくっていくことが必要である。

生活拠点課長

古市委員指摘のとおりである。例えば復興公営住宅でも集会所等があるので、そこで入居者と地域住民が交流会を行ったりすることで、なるべく団地外の住民とも交流を深められる計画等もしているので、今後もそういった形で広げていきたい。

高野光二委員

神山委員、古市委員と関連する内容があるので何点か質問する。

今回条例改正案が提出されている。企画の21ページ、ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業ということで、債務負担行為の条例改正案である。応急仮設住宅が延長になることも含めてその限度額を規定した内容と思われる。この文面からすると応急仮設住宅の供与という部分で限定しているが、例えば、自主避難や自主避難に近い避難勧奨地点で線量が高かった地域も実際にある。当時、屋内退避といった状況のところもあったが、今回の債務負担行為については、どこまで

の規定なのか説明願う。

生活拠点課長

この債務負担行為は3月31日で応急仮設住宅の供与が終了する避難指示区域外の避難者が、引き続き避難生活を続けていく場合の家賃の一部補助である。これは平成29年度と30年度の2年間にわたるので、それについての債務負担行為である。3月31日までに応急仮設住宅に入居していた避難指示区域外の避難者で、引き続き民間アパート等で避難生活を続けていく方が対象になる。

高野光二委員

応急仮設から3月31日までに退去しなければならないが、そういう方々を対象にした条例改正案との解釈でよいか。

生活拠点課長

条例等ではなく債務負担行為なのでここに計上している。

高野光二委員

その部分が大変重要なところだと思っているが、私もこの土日月と地元に戻って今話があった内容で相談を受けた。

応急仮設住宅の管理は土木部だと思うが、その運用については、避難者支援課が担当するのか。入居者とのやりとり、直接の窓口は県ではなく市であり、市町村の職員がそこを見回っているのが実態である。所管は土木部の財産管理のイメージが強いが、それを運用するのはこの条例なので生活拠点課で所管すると、改めて認識を深くしたが、そういう解釈でよいか。

生活拠点課長

県内のプレハブ型の建設型仮設住宅は県土木部で設置し、管理は市町村が行っている。県内の借り上げ住宅についても県土木部で契約等をしている。

県外については生活拠点課が窓口となって他県から求償を受けている。

高野光二委員

私の地元の南相馬市鹿島区の8つある仮設住宅のうち4つが3月31日で退去となる。詳しい内容を役所から知らされずに3月31日までに出来るよう言われた方がいる。

その方は次の住居が決まっていない。出ると言うから出なくてはならないが、出たら車に住まなければならないと言っている。避難元は復興公営住宅に入れない地域で、既に南相馬市は解除になったので、優先順位上入れないとのことである。避難勧奨地点で避難には至らなかったが、当時新潟の長岡市に避難した。長岡市から南相馬市に戻ってきても、仮設住宅に戻るのには非常に遅かった。

そういう方で市の公営住宅に入りたいとの希望だったが、そこもなかなか待っている人が多くて入れない。避難解除された小高の公営住宅があいているが、その方は70歳に近い高齢でも仕事をしており、生活のためにまだまだ仕事をしなくてはならず、小高に住むのは少し難しい。

できれば復興公営住宅か市の公営住宅に入りたいがあきがなく、復興公営住宅には入れない規定になっている。再募集や再々募集など、一番最後に枠が余っていれば応募できるぐらいの話である。

こういう方々は3月31日に出なさいという状況である。この方が今住んでいるのは鹿島の原畑の第2仮設住宅である。私も時々行った仮設住宅であり、大分車もなくなったので、それぞれ自立していると理解していた。しかし今でも30人残

っており、そのうちの7件はまだ自分の行くところが決まっておらず、退去の日にちだけ決まっている実態である。
この状況を県としては、どのように把握しているのか。

生活拠点課長

南相馬市にもまだ決まっていない避難者がいることは承知している。

それについては移転確保サポート事業で委託しているNPO法人があるので、そこに頼んで新しい住まいを見つける等、短い時間であるが支援していきたい。

冒頭の話は管轄している土木部へ伝える。

高野光二委員

この債務負担行為の条例、限度額を決める条例改正は、それにびたりと当てはまる状況ではないのか。そういう人にもこういう補助制度があるとの情報提供をきちんとする必要があるのではないか。あるいは、まだ全部壊す状況にはなっていないので、集約してとりあえず来年いっぱいぐらいまでは仮設で生活できる充当策もある意味では必要ではないか。

市町村と県、どちらに管轄の責任があるかはわからないが、現場ではそういう状況が実際にある。善処してほしい。その方はどこに行けばよいかかわからず、出なくてはならないので車に寝るとしており、大変困っている。数字は正確ではないかもしれないが、そういう方々がいる実態がある。やはりそれを救う手だてが必要と思うがどうか。

生活拠点課長

個別の状況について早急に把握し、現在できる支援については引き続き行っていきたい。この家賃制度ももしアパートに移るとなれば使えるため、対応していきたい。

高野光二委員

アパートも大分あいてはきたが非常に家賃が高い。今でも復興の作業員等いろいろな方がいて、普通でも6~7万円近くの家賃であるので、年金生活の方々は家賃補助をもらってもなかなか大変な実態がある。

一方でこういった話も聞く。あきが多くなってきた仮設住宅で、名義上はその人が借りているが本人の住まいは別のところに移っていて、そこに今まで見たことのない人たちが出入りしているとのことである。私は現場をつかんでいるわけではないが、山形ナンバー、水戸ナンバー等の車がちらほら目について不思議に思ったことがある。実際にそこに出入りして泊まっているのが、名義とは違う別の人である可能性がある。そこに住んでいるはずの人は見かけないし、出入りしている人はわからない。こういう方々が仮設を利用している実態を知っているか。

生活拠点課長

今話があった件については、戸別訪問をしても会えないところもあり、そういったところでは適正とは言えない使い方をして実態も幾つか聞いている。それについては避難元、避難先の自治体と連携しつつ、きちんと本来の入居者やその関係者のところに行って、事情を聞いて適切な使い方であればきちんと退去届を出してもらうように処理している。

今後そういった案件があれば、適正な使用について指導していく。

高野光二委員

避難者の生活支援ということで自主避難者が仮設住宅から新しい居を構える際の実態について、担当部の答弁にもあったように、正確かはともかく県もある程度はわかっているようである。今回の債務負担行為の内容も含めて、恐らくそういう方々を救うための手だてがここに含まれていると思っている。

現在そういう状況が現場であるので、仮設住宅に避難している方々に役所からどういう支援制度があるのかを周知してほしい。あるいは、私が先ほど述べたように、借り上げ仮設住宅からアパートに移るには補助があっても家賃は当然発生するので、当面は大変だと思ふ方について集約した仮設住宅に住んでもらうといった、誘導策、緩和策をぜひしてほしい。

3月31日で全て出る前提があるために移り住むことができないわけである。県としてもそうしたいが言えない実態があるとすれば、その辺の緩和策なり、何か救う手だてを現場の状況に合わせて考えなければならないと思う。法的には3月31日が出なさいという一方で、出られない方々の実態をどうフォローしていくかである。

避難している、あるいは仮設住宅の方々が、次にきちんと生活のスタートを切れることが大変重要だと思うので、ある程度の緩和策が必要ではないかと思う。前向きな答弁を願う。

生活拠点課長

3月31日までに決まらない方々については、引き続き戸別訪問なり連絡をとって、どういった支援策がよいか、どういった方法があるかを真剣に避難元自治体と避難先自治体と一緒に検討したい。

その中でできることとできないことを分けて考えていく必要がある。基本的には4月以降は新しいところに移ってもらい、借りるところについては家賃を払ってもらことが原則になる。例えば公営住宅であれば収入に応じた家賃等なので、そのあたりも含めて総合的に検討していきたい。

高野光二委員

余り変わらない答弁だと受けておく。

決まりは一つあったとしてもその決まりの中で今の対応をすれば、もう少し現場の自治体とよくすり合わせて、きちんと理解してほしい。期日を決めて出てもらわなければならない状況も含めて、次の第一歩がきちんと踏み出せる状況にぜひしてほしい。

また、借り主以外が仮設を利用している実態があるとすれば、警察ではないので取り締まることはできないが、実態をきちんと把握し、そういうものにこそ厳しい対応が必要である。よろしく願う。

次に企画の1ページ、原子力損害賠償対策費で原子力災害対策・賠償支援推進費と下の支援事業で予算の中に項目があったが、原子力損害賠償担当は独立した感がある。損害賠償のことでいろいろな直接請求をする、あるいはいろいろな損害について窓口となる。この損害賠償という項目で、個人、法人を対象とする県内説明会の経費との説明があったが、当部では損害賠償についてどうかかわり合いとなるのか。今の実態として賠償そのものも大体収束してきているが、特に個人が非常に難しくなっている。警戒区域だったところとそうでないところ、あるいは営業損害の部分における支払いの問題が非常に大きくなってきている。この実態については、相談窓口が非常に重要になってきているので、そのかわり合いの範囲について詳しく説明願う。

原子力損害対策課長

企画の2ページ、原子力損害対策・賠償支援推進費である。当課は、県内の各団体、市町村と一緒にになった原子力損害対策協議会を持っており、そちらを通していろいろな一律一定の賠償等について、東京電力や国に対して要望活動を行っている。そのための経費である。

もう一つは原子力賠償被害者支援事業である。個人や法人が個別の事情に基づいて賠償請求をする際に、法律的な見地が必要となる場合がある。そういったときに、当課において毎週水曜日に電話での法律相談を行っている。さらに、電話相談ではなくて、弁護士に対してそういった相談をしたい場合は県内7方部で巡回法律相談を行っている。

高野光二委員

いろいろな事業所、法人もそうだが、個別の状況によってかなり問題が違うので、一概に総くりにはできないが、原子力損害賠償という性格のものは損害がある限り賠償すると東京電力の社長も言っている。因果関係がきちんと立証できれば、被害者には賠償を求める権利があるが、今それがなかなかできない状況がある。この説明でも、今あえてそのことには触れられなかったが、この相談員について例えば自治体で「賠償の相談員、弁護士さんいます。」という案内をもらって相談しても、なかなか深く理解してもらえない弁護士が担当であったりとの不満が実際にある。

弁護士協会がどういう基準で弁護士を派遣するかわからないが、聞くぐらいで終わる状況になってしまっているとの情報が私の耳には入っている。困って相談に行ったときに的確な指導をもらえる相談窓口であってほしい。制度としてそういう状況をつくっているのだから、そういう苦情の実態があるかわからないが、あるとすれば当然その改善策をとらなくてはならない。派遣する弁護士協会や自治体に対して、そういう状況を少しでも改善するように求めてほしい。

そういう立場に立っての考えがあれば聞く。

原子力損害対策課長

当課で行っている巡回法律相談は弁護士協会に委託している。

弁護士相談があった後に、相談者に対して簡単なアンケート調査をしており、その中で時間、内容について適切だったか等を聞き取っているが、今委員からあったような不満があれば、適切に対応していきたい。

高野光二委員

ここでそのことについて深く議論するつもりはないが、前段で述べた被害がある事業所など、それなりの被害者については最後まで闘う姿勢で、ぜひ取り組んでほしい。

企画の6ページ、予算の中でも質問したが、Jヴィレッジ復興再生整備事業としてふるさと納税の浄財をもらっている話をした。22億円のうち上限の7億円がふるさと納税で賄われている。財源の一部がふるさと納税というのは、国が今取り組んでいる地域創生事業と相まった形である。被災県、本県だけに限らず、志のある事業について他県の企業、事業所からそういう浄財をもらえるこの制度はやはり画期的である。こういう制度を積極的に活用したほうがよい。

水野議員の質問にも只見線のふるさと納税の話が出た。ここではJヴィレッジだが、例えば只見線の場合でもふるさと納税の浄財を使えるとの答弁であった。あのときも少し調べたら1事業所だったか、金額はさほど大きな金額ではなかったと記憶しているが、そのあたりを確認しておきたい。

只見線の路線が上下分離という形で、自治体負担があっても復興させたい思いがある。そういうところに県が大きくかかわって、協力してもらえる事業所から浄財をもらって、少しでも前に進む、あるいは自治体の負担を軽くできる状況にしてもらえればと思うがどうか。

山田平四郎委員長

只見線は生活環境部の管轄である。

高野光二委員

只見線そのものはきょうの審議ではないが、この項目に載っているJヴィレッジは同じくふるさと納税で賄っている部分がある。

そういう答弁だと私は理解したがどうか。

エネルギー課長

J ヴィレッジ復興再整備事業について、全天候型練習場の整備費用22億円のうち7億円が企業版ふるさと納税の適用対象となっている。

山田平四郎委員長

ツルハドラッグ、(株)東邦銀行、または一般家庭からの寄附で、7億円のうち4億円強は収入になっている。もう何度も話していると思うがもう少し詳細に説明願う。

エネルギー課長

今までもらっている浄財は4億3,000万円ほどである。

そのうち企業からが約4億円である。主なものは、委員長からあったように(株)東邦銀行と日本サッカー協会からそれぞれ1億円をもらっている。それ以外に、(株)ツルハから1億7,000万円もらっており、これについては県外企業なので企業版ふるさと納税の適用対象となっている。

その他として10万円以上を企業からの受付対象としているが、県外から10万円以上の寄附を多々受けている。

高野光二委員

説明で私がメモした数字と金額的に若干違うが、今の説明が正しいのだろう。

一般的事項なので少し許してもらいたい部分がある。他部とのかかわり合いがある部分については答弁がなくても結構だが、ふるさと納税の浄財を生かす観点である。ほかの事業で只見線という一つの例を出した。正確な回答でなくても結構であるが、こういう整備ができるという制度のよさを今後とも生かして、事業がスムーズに進むよう配慮願う。

当部としての積極的な意見を責任ある担当から答弁願う。

復興・総合計画課長

企業版のふるさと納税は地方創生の動きの中で形づくられた制度である。対象となる事業は国から認定を受けなくてはいけない大前提がある。それに当たっては、県として事業を構築して企業にそういった話をして賛同してもらうことになる。まずそれが確定していないと、国に対して申請ができない仕組みになっている。また県の予算に、その事業の寄附金で幾らか賄う予算を計上しておかないと国に申請できない。

委員指摘のとおり、企業版ふるさと納税については寄附金の6割までが控除される企業にとってもメリットがある制度である。県としても市町村に対してPRしており、これから企業に対してもそういった取り組みについて話していきたい。

高野光二委員

まさしく県の力を発揮できる部分だと思う。国が認定する大前提があるとすれば、県のアピール力や企画力が必要である。重要な事業について国が積極的にこういう制度をつくり進めてよいとのことなので、どんどん活用して前に進めてほしい。

次に企画の9ページ、水素エネルギー普及拡大事業で1億1,500万円が計上されていると説明があった。事業の中身としてはステーションに対応する補助は上限が1億円でありながらも全体の事業費の4分の1とのことであり、水素燃料を燃やす車について1台当たり100万円の補助で、5台分の500万円とのことであった。

正確な言葉でなければ失礼だが、本県は特区のように水素エネルギー事業を積極的に進める形になっている。そういった取り組みの実態が具体的に今ひとつ見えない。企業が動いているので言えない部分もあるだろうが、応援している実態がこの予算の中で見えてこなかった。全体的にどのような動きになっているのか。

エネルギー課長

水素エネルギーの普及拡大の取り組みについてである。これまで燃料電池自動車、水素ステーションの普及などは国の方針として、東京、東海、関西及び九州といった四大都市圏に集中的に投資していく国の方針であった。それが、昨年策定された福島新エネ社会構想により、その四大都市圏に加えて、福島も新たにその水素普及拡大のための地域に指定された。それを踏まえて本県も国の補助を受けられる対象に加わった。

国の補助と連動して県でもこの水素エネルギー普及拡大事業を計上し、国と連携して県内の水素利用の拡大を普及していく。正直なところ、今年度までは商用水素ステーションや燃料電池自動車の普及といったものはなかったもので、来年度から新しく動き始めることになる。

高野光二委員

ようやくスタートした状況だと理解する。ステーション、車の補助は具体的に理解できるが、現場としては本県に製造するプラントや工場があったほうがよいと思う。製造して輸送できるすばらしい未来の燃料なので、再エネを掲げている本県であればこそ、県としてももう少し全面的に打ち出して、国と連携しながら前に進めるべきである。

次に、企画の11ページ、双葉郡医療提供体制復活支援事業である。

この事業の中身として企画ではなくて、福祉、医療という部分の色合いが強いかもしれないが、当部としてこの医療関係にかかわれる範囲はどのあたりの領域なのか。

避難地域復興課長

この事業は、双葉地方広域市町村圏組合が実施する事業について県から補助金を出し、組合の取り組みを支援する仕組みになっている。その取り組みは医療等を中心としており、内容は3つある。

1つ目は、双葉郡立診療所の開設の準備である。いわき市内の復興公営住宅2カ所、好間地区、勿来地区に来年度末までに開所する準備を進めている。

2つ目は、双葉准看護学院の再開準備である。南相馬市原町区に仮設の校舎をつくり、1年前倒しで来月4月から開校する。

最後の3つ目は、双葉郡内診療の連携のサポートとして、双葉郡内で再開している医療機関、特に既に再開していた医師等と連携して双葉郡の医療体制に関する課題を抽出して解決に向けた調整を行うものである。

保健福祉部では2次医療や介護といった大きなテーマについて、大きな検討委員会をつくって進めているが、この双葉郡の組合での取り組みについても、必要に応じて保健福祉部関係課の協力を得て取り組んできた。

高野光二委員

仕組みをつくる意味では企画調整部は大変重要な役割を持つと思う。医療の中身の供給、それぞれの医療体制の強化については違う部になるとは思っている。

2週間ほど前の話である。小高に一足早く帰還した方で、心筋梗塞で夜中の12時に南相馬市立病院に救急で搬送され、朝方まで4時間ほど病院で手当てを受けたが、宮城の東北大学病院に搬送される途中で亡くなった実態がある。その方は49歳で亡くなった。夫はこんなことであれば郡山から戻らなければよかったと泣いていた。それで私は非常に辛い思いをした。

検討委員会があると言っていたので、箱物だけでなく命を救う前提で医療体制も含めて取り組んでほしい。病院の確執や考え方もあって、なかなか難しいことはわかるし、救急で受けられる医師の体制が非常に貧弱であることもわかる。しかし人の命を考えたときに、対応できないところについてはすぐに搬送するシステムになっている。例えば心臓であれば、宮城厚生病院が今、直でつながっており、アポイントすると宮城県消防署と福島県境でつないでいける。これは最近構

築したシステムであり、日中であればドクターヘリが飛ぶが、夜間だとヘリは飛ばない。

双葉郡でも検討委員会でぜひ議論してほしい。そういう体制を病院や自治体で共有して、医療診療所でも病院でも何でもよいがそういった仕組みも含めて、人の命を救える体制までぜひ持ってほしいがどうか。

避難地域復興課長

双葉郡への医療提供体制についてであるが、広域連携で解決すべき課題の一つでもあり、当部局は検討委員会のメンバーにもなっている。

その中で、今委員から指摘があったこと等について、どのような課題があるのか、またどのような支援ができるのか、実態等を把握しながらしっかりと連携して取り組んでいきたい。

高野光二委員

どのようなことができるのかではなくて、これは県が主導しなければ前に進まない。それぞれに任せたのでは進まない。ここを主導して前に進めるのが県の役割なので、ぜひそこは積極的に県がかかわってやるべきである。

もう一度そういう観点での意見を聞いて、質問は終わりとする。

避難地域復興課長

実態をしっかりと把握して、どのような対策を講じるべきかしっかりと議論をして、具体的に対策を講じられるよう努めていきたい。

神山悦子委員

一つは確認であり、もう一つは賠償について聞く。午前中の私の質問に対する答弁で自主避難者関係の数字を示してもらった。まだ未確定の世帯が231世帯だったが、人数にすると何人か。

また、未訪問、連絡をとれない方が2.2%で269世帯だったが、人数では何人か。

生活拠点課長

戸別訪問は世帯で調査しているので、人数でなくて世帯で把握している。

神山悦子委員

それはわかるが、何人くらい残っているのか数を数えるときには、どれくらいの人が対象になるかと思ったがわからないのか。

生活拠点課長

繰り返しになって申しわけないが、基本的には世帯で把握しているので人数では把握していない。

神山悦子委員

全体の訪問件数が1万2,239世帯で人数にすると大体倍だと思う。約2万6,000人との答えがあったのでわかるかと思った。大体倍くらいと見てよいか。

生活拠点課長

戸別訪問は世帯で調査しているので、どれくらいになってくるのかの推測にしても、2倍であるとは言えない。

神山悦子委員

それは置いておくとして、まだ決まっていない231世帯があと半月くらいでどうなるのか。人数になると結構多いと私は思った。

連絡がとれない方についてもいろいろ対応しているようだが、269世帯もこれはなかなかの数字である。大変なことになっていると感じるが、最後の締め切りが近くなって、どのように捉えているか。

生活拠点課長

未確定は全国で231世帯、県内が64世帯、県外が167世帯になっている。あと半月程度あるが、今、避難元、避難先と連携して回っているので引き続き進めていきたい。会えない方については避難先、避難元と連携して入居者の親族を回ったりしている。前回の2月10日時点からかなり減ってきているので、残り半月あるが、何とか頑張って戸別訪問を通して、まだ決まっていない方の支援等を続けていきたい。

神山悦子委員

どちらにしても、課題があることだけは指摘しておきたい。残る人が出てこないとも限らないし、いろいろな支援策は先ほどからやりとりがあったが、福祉的対応ばかりではない人もいる。働いている人はそういったものに該当しない。本当に何が必要かという意味では制度の改正も必要ではないか。今ある制度だけでは対応できないものを考えることが県の役割だと思うので、意見として述べる。

次は賠償の問題である。当初予算の審査で、県内の商工会連合会のアンケートでは6割が未請求との答弁があった。その6割に関して、高野委員からも話があったようにそれだけの予算をとっていろいろな相談活動をしていると言うが、商工会連合会、各商工会が別な人を雇って賠償の事務を行う余裕があるのか。もしなければ県が支援しなければ進まないのではないか。

つまり、6割の人は未請求のままでよいのか。税金にも響いてくるし、生活や再建などいろいろなところに響いてくる。賠償があるから何とかやっつけていけることもあるので、これは経済的に税金に結びついていく課題になると思うが、そういう支援についてはどう考えているか。

原子力損害対策課長

県商工会連合会で行ったアンケート結果を踏まえた民事請求者への対応であるが、現在県の商工会連合会で事業者に対して、賠償請求の意思があるかの確認をしている。

その上で賠償請求する意思がある方については、東京電力に直接訪問するなどして支援をしていく形で動いている。

その他、商工団体に対する補助金等は商工労働部で行っている。経営指導員、復興支援員の配置等で商工団体に対して取り組んでいると聞いている。

神山悦子委員

なぜ聞いたかと言うと、それこそ事業再建などの本来商工事業をしている事業者の支援のほうが大変だと思うからである。戻っても戻らなくてもである。そういう支援はたくさんの課題が目前にある一方で、賠償は賠償で行わないといけない。

ある程度、人の支援がなければ大変だと思った。県のこの仕組みがあるのであれば、単なる相談、巡回相談も必要だが、配置を含めた何らかの人への支援があってもよいのではないか。なければつくっていく必要もあるのではないか。新年度予算にかかわるものなので、このあたりについて考えはあるか。なければ、今後それをつくることも含めて考えてほしい

がどうか。

原子力損害対策課長

商工会そのものの体制強化は商工労働部で、復興支援員の配置や避難している商工会への新たな経営指導員の配置などに取り組んでいると聞いている。

原子力損害対策課としても、今説明した弁護士による電話相談、巡回相談、法律相談等を行っている。そういったものを商工会連合会、商工会と一緒にやって取り組めるように工夫していきたい。

神山悦子委員

少なくとも今ある制度の中で連携して取り組んでいくとのことであった。賠償金についてこれだけの人が残ることがないようにすべきである。

また、必要な人も配置することを求める。

古市三久委員

企画11ページの2番、双葉郡医療提供体制等復活支援事業は、いわき市の仮設住宅に診療所を配置するための予算という理解でよいか。

避難地域復興課長

この事業は設置する準備を進めていくための事業経費を計上したものである。

古市三久委員

これから準備をして、来年度か再来年度かわからないが、そこにそういったものを設置するという理解でよいか。

避難地域復興課長

2月末に公表されたが、ことしの12月に好間地区、来年の4月に勿来地区に開所する見通しが立ったということで、その見通しを立てて開所するまでがこの事業である。その後は建設された診療所に移行していくことになる。

4月に開校した准看護学校については、来年度はこの事業はない。

古市三久委員

これはよいことだと思うが、震災直後に仮設住宅ができたときや、避難者がいわき市に来たときからそういう要望がたくさんあったと思う。しかしもう既に6年である。確かにいわき市の開業医も混んでいるが、私から言わせると全焼してから消防車が駆けつけたような話である。

なぜこれがもっと早くできなかったのか。県はつくりたいと思ったが金がないからできなかったのか。それとも全く考えていなかったのか。

避難地域復興課長

いわき市には双葉郡から2万人を超える方が避難しており、必要に応えるために復興公営住宅の周辺整備に取り組んできた。平成27年度から設置が進められており、約2年かかったが今回それが実現した

。

古市三久委員

好間地区と勿来地区で対象の被災者はどのぐらいか。100人、200人単位か。

避難地域復興課長

人数については手元がないが、対象とする避難者は、好間地区は大熊町、富岡町の町民向け、勿来地区は双葉町民向けである。

古市三久委員

仮設住宅も相当あいているので、どこまで必要性があるか疑問である。

車やバスを仮設住宅や災害公営住宅に回して、いわき市に住んでいる被災者をそこに連れていくのであれば必要性はあるかもしれない。しかし仮設住宅に何人住んでいるかもわからないところに建てるのが、果たして効果があるのか疑問であるがどうか。

避難地域復興課長

平成30年度からの診療開始になるが、運営は市町村圏組合と医師会で連携して行う。

運営開始後に、毎年方向性を見直しを検討していく。受診者数や診療科目等について毎年度分析して対応していく。

古市三久委員

それはそのとおりである。

ことしの12月と来年の4月に、仮設住宅にどのぐらいの被災者がいるかが非常に大事だと思っている。

皆が家をつくったり復興公営住宅に移って、ほとんどいないところにそういうものをつくってどのぐらいの効果があるのか。そこが非常に疑問なので質問をしている。その疑問を解消してもらいたい。

避難地域復興局長

仮設住宅のあいているところにつくるのではなく、勿来酒井と好間に今復興公営住宅を整備しているが、その完成に合わせてるように診療所をつくる。そして復興公営住宅の入居者や周辺のいわき市民などが診療所に来られるよう整備していく。

この事業はそのために組合の職員の人件費を支援している。

古市三久委員

それはわかる。問題は診療所をつくったら何人が受診するかである。好間に双葉町の復興公営住宅をつくればそれなりの人数が来ると思うが、好間では何人ぐらい復興住宅に入っているのか。

避難地域復興課長

入居戸数は好間で323戸、勿来は180戸募集している。

古市三久委員

これ以上は聞かないが、これはもっと早くつくるべきである。

先ほど述べたように全焼してから救急車が駆けつけるように感じる。いわき市民はそういうことでこの6年間苦勞してきた。

私も何回か述べているが、県民や被災者に寄り添った体制になっていないのではないか。これからもいろいろな問題が

出てくると思うが、スピーディーな対応をしてもらわなくてはならない。ぜひそういう立場に立ってしっかりと対応してほしい。

次に、二地域居住について質問する。二地域居住は震災前からあるが、どのぐらいの方が来ているのか。その情報へのアクセス方法はあるか。

地域振興課長

例えば、平成27年度の実績は定住者について二地域居住だけだと7世帯である。18～27年度では84世帯である。

古市三久委員

人口減少の解消に力を入れるとのことだが、私は飛躍的に伸びることはないと思っている。84世帯の平均年齢は幾つか。

地域振興課長

手元の資料では世帯の構成、年齢まではわからない。

古市三久委員

84世帯はどうやって調べたのか。各市町村に聞いたのか。

地域振興課長

市町村や受け入れ団体となっている地域の方々に調査を依頼している。任意調査なので正確ではないかもしれないが、そういう形で調査している。

古市三久委員

県がそれなりに力を入れて取り組むので、自動的にとは言わないが、何世帯来たのかと、どういう地域から、どういう人が来たのかわかる仕組みをつくるべきである。それがなければやる必要がないと思う。

高齢者ばかり来ても大変な負担増になる。本格的にこれを国がやるのであれば、介護保険制度等を見直して、介護保険の保険料も移転先に全て持ってくることでもしない限り、これはなかなか大変な問題である。

そういうことも含めた制度の問題や1年間に何人ぐらい来るのか、どこからどういう人たちが来ているのか、そういう調査ができる仕組みをきちんとつくるべきと思うがどうか。

地域振興課長

そのとおりである。先日説明したが、新しい事業として福島UIターン実態調査事業を実施することで、今後はそういう方々の年齢、また本県に来た動機等もきちんと調べて、今後の施策に反映させていきたい。

吉田栄光委員

賠償について聞く。ほかの委員からも賠償の質問があったが、6年が過ぎて7年目に入っている。

話は少し飛ぶが、いじめ等で、賠償金をもらっていると報道された。自主避難なので精神的な賠償を含めて賠償などあるわけがない。そういう物言いで風評として世の中が騒いでいるが、6年が過ぎた今、ADRと訴訟に持ち込まれた件数について聞く。

原子力損害対策課長

ADRは平成29年2月10日現在で申し立て件数が2万1,649件である。

訴訟件数は昨年12月末現在の送達件数で380件である。

吉田栄光委員

ADRについて、私の地元の浪江町では、精神的な賠償について非常にクローズアップされているので、県民は承知かと思う。

これは個人情報もあると思うが、あえてお願いしたい。2万幾つを全部我々の手元にもらいたいとは言わない。理事がさまざまに精査しているだろうが、訴訟を含めて我々に一定程度の判例を含めたものを提出できるか。

原子力損害対策担当理事

ADRセンターで和解の事例を公表していて、我々にも事例が公表されるたびに資料をもらう。そういうものであれば提供することができる。

訴訟については、我々として具体的な訴訟に関する情報は報道等では知ることができるが、その程度の情報しか持っていないので、それについて我々から提供するの難しい。

吉田栄光委員

なぜ聞いたかといえば、我々の常任委員会は賠償についても協議、議論をする場だと思っている。特に考え方については、多種多様かと思う。

委員長を中心に、我々議員も一定程度、情報等の共有をしながら、賠償についても、今後この常任委員会で議論をしていかなければいけないと考えている。

マスコミ等で情報を得た訴訟についてと、ADRで出せるものについては、それほど多くは要らないので、委員長に知らせてほしい。

委員長の整理を願う。

山田平四郎委員長

そういったものは提出できるか。

原子力損害対策担当理事

状況は先ほど述べたとおりであり、ADRについてはもちろん情報提供するが、訴訟についてはどういったものが出せるか確認をした上で、相談したい。

吉田栄光委員

よろしく願う。個人情報なので、一線を超えて執行部からもらいたいという意味ではない。

基本的にこれは大事なことで、6年が過ぎた上で訴訟もふえてくる。その中で我々も考え方はさまざまに違うが、今の判例等は一定程度学ぶべきと思っている。私も正直に言って勉強不足なのでそういった話をした。

次に、建設的な話をする。

我々は与党として、帰還困難区域の解除に向けて政府に対してさまざまな要請をしてきた。昨日、政府、総理から帰還困難区域については、長い時間をかけても復興、解除に向けて進めていくというコメントがあったが、今の帰還困難区域にあって今後どのような推移で進んでいくのか。

避難地域復興課長

帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の整備についてだが、整備計画を市町村が県と協議して策定し、国の認定を受けることになっている。必要な法制度が整備された後に整備計画の策定、認定に向けた作業が本格化することになるが、国はことしの夏ごろと言っており、それに向けて、現在は国、市町村、県がそれぞれ準備を進めている。県としては、関係部局が集まって勉強会を開催する等、準備をしている。

考え方だが、拠点とする地域内外について道路や河川等のインフラ整備の中に県の施設等もあるので、県が事業主体となることも多い。県としては計画策定の段階から市町村と一緒に作る形をとって、市町村の意向が尊重された計画が認定されるように取り組んでいきたい。

吉田栄光委員

今の答弁はまさしくそうであるが、帰還困難区域の公共事業は国が責任を持った形で今後解除して、なりわいを含めた環境回復を図っていく点で準備区域、制限区域と大きな違いがある。帰還困難区域は基本的に山間部が非常に多い。水利もあるし、公共インフラは川上から川下に流れていく状況もあると思うので、これについて帰還困難区域の住民は非常に期待している。そして、拠点化を図られなかった、計画に乗らなかったところは、次の段階で環境回復、解除という仕組みとたてつけだと思っている。

当該団体と県がしっかりとかわりを持って進めていくとの答弁があったので、県がこれらを含めて住民に説明できるようにしてほしいがどうか。

避難地域復興課長

復興拠点にならずに帰還できない住民も生じると想定されている。政府方針で地元を離れて生活する方々に対して、避難先での生活再建支援の強化を検討すると盛り込まれている。また、市町村が帰還困難区域内の今後の整備方針等の方向性を定めた全体計画を策定した場合には、国はそれを浜通りの復興のための施策につなげることも盛り込まれている。

帰還困難区域の住民に対しては、そうした区域全体の中長期的な計画を丁寧に説明していくことも大変重要と考えている。県としてもしっかりと的確な対策が講じられるように、国と地元市町と一緒に取り組んでいきたい。

神山悦子委員

賠償のADRの関係で状況を聞きたい。

浪江町のADRの訴訟で1件しか認められない状況である。全体傾向としてADRもなかなか渋くなってきているのではないか。本当はそこを頼りにしているところがまだまだあると思うが、そのあたりの対応状況がわかれば傾向を聞く。

原子力損害対策担当理事

ADRの状況である。私が今手元で確認できる数字は先ほど課長が述べたものと少し時点が違うが、1月時点では申し立て件数が約2万1,404件あり、そのうち和解が成立したものが1万5,967件である。率にすると約74.6%で、75%ほどは和解が成立している。傾向としてその和解の成立率がどうなっているかまでは手元に数字がない。

神山悦子委員

ADRにしても実際の賠償金が少なかったりといった問題はありますが、6年もたつて、また賠償のいろいろな方向が出てきている。受け付けの件数が少なくなっているのか、申し立てが少ないのかわからないが、どちらにしてもそうならないようにしてほしい。まだまだADRは必要なので県から目配りが必要である。

農林業の賠償はむしろこれからであるし、営業損害の賠償もまだ終わったわけではない。そのあたりが少し弱くなっているのではないか。それは必要なものなので、そのあたりの体制を今後も続けてほしい。東京電力も賠償がある限り払うとは言っているが、大体これで上限が決まっているかのようなことも言い始まっている。そういうことを考えて縮小にならないようにきちんとした対応を、少なくともADRくらいはしてほしい。賠償は大事であるのでよろしく願う。

原子力損害対策担当理事

ADRの体制の関係だが、我々も体制について、毎年配置されている職員の人数等については確認している。ここ数年ずっと見ているが、大きく人が減っている状況にはなく、体制については維持されていると理解している。

ここ何年かADRの件数が減っているのは、営業損害の一括賠償などもあり、賠償された方にとってその間はADRの申し立てはなかなかしないため、減ってきているのだろうという分析をADRセンターでもしている。

我々はADRはまだ重要な役割を持っていると思うので、引き続きしっかりと対応してもらえるように求めている。

橋本徹委員

オリンピックの関係である。あづま球場を会場とする方向性が濃厚となったとの報道があった。これについて県で調整してきたとの話もあったが、これについての受けとめと、現段階でどのような要望をしてきたのかを聞く。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員指摘のあづま球場の報道については、まだ組織委員会等から県に具体的な話はもらっていない。現在の状況であるが、組織委員会、国際競技団体、国際オリンピック委員会が詰めの協議をしていると聞いており、県としてはその状況を注視している。

要望の経過だが、平成26年の12月定例会で知事が競技の誘致を表明した。その後、知事を先頭にさまざまな機会を通して、県内での競技開催について要望してきた。

古市三久委員

イノベーション・コースト構想は浜通りの復興を掲げて行こうと思うが、四倉工業団地は、イノベーション・コースト構想の中でどのような位置づけになっているのか。

企画調整課長

イノベーション・コースト構想はロボットやエネルギー等、さまざまな範囲にまたがっているが、その中にエネルギー関連産業の集積があり、10個のプロジェクトがある。洋上風力発電、太陽光発電の整備等いろいろなものがある中で、10個目のプロジェクトとして再生可能エネルギー産業の集積があり、その中に工業団地の集積を入れている。その一つとして四倉工業団地の整備がある。

四倉工業団地の整備では業種を限ってはいないが、災害関係の企業なども入っているので、そういった工業団地の集積はイノベーション・コースト構想の推進についても、重要な役割を担っていると考えている。

古市三久委員

工業団地は財政的には企業局が造成整備して、それを販売する。そして儲かるかは別にして返済する仕組みである。

イノベーション・コースト構想に位置づけているのであれば、そういうことも含めた財政的な措置を考えていくことも必要だと思うがどうか。

企画調整課長

四倉工業団地そのものは、福島復興再生特別措置法ができたときに国からの無償譲渡という形で県で整備した経緯がある。その後いわき市で、県と一緒にあって取り組んでいる。実際その整備に当たってどのような形で行っていくかについては、指摘があったように、企業局や商工労働部、さらに周りの環境整備で道路の関係だと土木部などいろいろなところにかかわってくる。どうやって進めていくかについて、県庁内関係部局と検討しながら進めていく。

古市三久委員

これから附帯工事等を含めて課題がいろいろある。

そういった中で、イノベーション・コースト構想という国の政策的な中に位置づけているのであれば、財源的なものも含めての措置を国に求めて、今課長が述べたようなさまざまなプロジェクトを全て実現できるようにしてほしい。

この場で「わかりました」とはならないと思うので検討し、財政的な問題も含めて、そういうことが可能になるようなことをぜひやってほしい。要望としておく。

高橋秀樹委員

文化振興についてである。昨年はフェルメール展など大変意義のある催しをしたと思っている。復興基金を使っている予算だったが、平成29年度の予算書を見ると少し寂しい部分がある。ああいったものを毎年やるわけにはいかないだろうが、29年度の予算は1億6,000万円だが、何か企画しているのか。

文化振興課長

平成29年度予算では絵画による子供の復興事業として、前回の整理予算で29年度に繰り越したものがある。その中で一流の絵画を展示する絵画展を企画しており、本県で開催しようと現在調整中である。関係者と調整して、引き続き開催に向けて頑張っている。

高橋秀樹委員

期待している。時期等の具体的なところは今答えられるか。

文化振興課長

申しわけないが、もう少し時間がかかる。